

ネパール国
ネパール投資委員会(OIBN)

ネパール国
即時決済デジタルプラットフォーム
事業準備調査（PPPインフラ事業）
（予備調査（単独型））

業務完了報告書（公開版）

2023年04月

独立行政法人
国際協力機構
(JICA)

GVE株式会社

民連
JR(P)
23-042

2022年度の月間為替レート

国名	通貨	3月
アメリカ	USD1=¥	136.2390000
ネパール	NPR1=¥	1.0401000

出典： JICA 外貨換算レート表（2022年度），2023，

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000kzv7m-att/rate_2022.pdf

目次

目次	3
要約	6
ネパール国地図	9
写真	10
図一覧	17
表の一覧	18
略語集	19
1. 背景	20
1.1. 調査の背景	20
1.2. 予備調査の目的	21
1.3. 調査の目標	21
1.4. ステークホルダーとその見解	22
1.5. プロジェクトを担当するすべての行政機関のリスト	23
1.5.1. Office of the Investment Board, Nepal (OIBN)	23
1.5.2. Ministry of Finance (MoF)	24
1.5.3. Ministry of Communication and Information Technology	24
1.5.4. NRB	24
1.5.5. Nepal Telecommunication Authority	25
1.5.6. National Information Technology Center	25
1.5.7. 銀行・金融機関 (BFIs)	25
1.5.8. Payment System Operator (PSO)	31
1.5.9. Payment Service Provider (PSP)	31
1.5.10. Cyber Bureau (Police Headquarters)	33
1.5.11. Department of Money Laundering Investigation, Office of the Prime Minister and Council of Ministers	34
1.5.12. Nepal Bankers' Association	35
1.5.13. Department of National ID & Civil Registration	36
1.5.14. National Planning Commission (NPC)	38
1.5.15. Office of the Prime Minister and Council of Ministers	39
1.6. 調査内容	40
2. ネパールの社会経済状況の概要	42
2.1. 人口動態	42
2.2. 経済・政治情勢	42
2.2.1. 経済	42
2.2.2. 政治状況	43

2.3.	金融インフラ	43
2.4.	ネパールにおける CBDC プラットフォーム導入の必要性	47
2.4.1.	決済アクセスの改善	49
2.4.2.	決済システムのレジリエンス（耐障害性）強化	50
2.4.3.	金融包摂の推進	50
2.4.4.	通貨管理コストの削減	51
2.5.	ネパールにおける関連する法制・税制の概要	52
2.5.1.	ネパールにおける決済・送金法制の概要	53
2.5.2.	ネパールにおける直接投資規制の概要	59
2.5.3.	ネパールにおける税制の概要	69
3.	プロジェクト概要	71
3.1.	概要	71
3.2.	即時決済デジタルプラットフォームプロジェクト事業 運用・保守	72
3.3.	ビジネスの見通し	72
3.3.1.	マクロ経済データのアプローチ	73
3.3.2.	ミクロ経済データのアプローチ〈非公開〉	74
3.3.3.	クロスボーダー決済の収益分析〈非公開〉	74
3.3.4.	JV 事業の長期的な展望〈非公開〉	74
4.	ネパール合弁事業 JV スキームとファイナンス〈非公開〉	75
5.	デジタル決済システムの概要	76
5.1.	デジタルプラットフォームとデジタル通貨 - EXC プラットフォーム	76
5.1.1.	EXC の概要	76
5.1.2.	EXC プラットフォームの特徴	76
5.1.3.	ISO/IEC24643 Distributed Real-time Access System	76
5.2.	EXC プラットフォーム アーキテクチャ	77
5.2.1.	概要	77
5.2.2.	24 モジュールの説明〈非公開〉	78
5.3.	開発アジェンダ	78
5.3.1.	要件定義	78
5.3.2.	既存システムの仕様確認	79
5.3.3.	ネパール国向けのカスタマイズ	79
5.4.	開発計画〈非公開〉	79
6.	今後の調査・動向の検討	80
6.1.	概要	80
6.2.	プロジェクト実行にあたっての課題	80
6.2.1.	はじめに	80
6.2.2.	組織的な課題	80

6.2.3.	地理的な課題.....	81
6.2.4.	ソリューションに関連した課題.....	81
6.3.	プロジェクト全体のフェージング.....	81
6.3.1.	はじめに.....	81
6.3.2.	要件の把握と分析.....	81
6.3.3.	システム設計.....	82
6.3.4.	システム開発.....	82
6.3.5.	統合の準備.....	83
6.3.6.	統合テスト.....	83
6.3.7.	コミッショニング.....	84
6.3.8.	パラレルランニング.....	84
6.3.9.	ライブオペレーション.....	84
6.4.	本格的な調査に向けて.....	84

要約

2019年9月1日に、GVE株式会社(以下GVE)は、財務大臣(当時)、中央銀行総裁(当時および現在)、現首相プシュパ・カマル・ダハル(プラチャンダ)氏を含めた、ネパールの閣僚と面談をした。当時、ネパール政府は世界銀行のアドバイスを受けて、経済のデジタル化(e-Economy化)を進め、ネパール住民および全ての海外からのビジターに対して、金融へのアクセスと金融包摂(ファイナンシャルインクルージョン)を早期に実現したいと考えていた。金融包摂を早期に実現するため、Central Bank Digital Currency(CBDC)として広く知られている即時決済デジタルプラットフォームは選択肢のひとつとして歓迎された。

ネパール投資委員会(OIBN)と国際協力機構(JICA)は、2022年6月23日に覚書(MoU)に調印した。続いてJICAとGVEとの間で10月に契約を締結した。11月24日から12月4日まで、GVEは予備調査チームをネパールに派遣し、本件に関連する8つの政府機関・省庁、現首相、金融機関を代表するステークホルダーと合計21のミーティングを行なった。

調査チームの訪問の目的は以下の通りである。

- ・即時決済デジタルプラットフォーム事業とは、2022年8月に中央銀行が発表した広義のCBDCに相当するものと同意義であることを説明し理解してもらうこと。
- ・ネパールのすべてのステークホルダーに、本プロジェクトのメリットと必要性を理解してもらうこと。
- ・ネパール中央銀行(NRB)が掲げる2つの目的である、金融へのアクセス及びレジリアンスの高い決済システムを達成するために、GVEのCBDCプラットフォームを最も早く導入する方法を双方協力し模索すること。
- ・関連する法律や規制、規制当局や各政府機関の役割を理解すること。
- ・プロジェクトの短期的な目標と長期的な目標を設定し、段階的に実現していくこと。

OIBNと現地アドバイザーGlobal Capital Investment Limited(GCI)は、GVEチームのためにカトマンズで21のミーティングを開催した。今回面談した政府機関と銀行・金融機関(BFIs)は、本プロジェクトが現在銀行口座を持たないために高利でしかお金を借りることができない層に対しての金融包摂を実施することができると前向きな意思を示した。なぜなら、本プロジェクトはNRBの設定した最も重要な2つの目標を達成するだけでなく、ネパール全体の産業のデジタル化を加速させることにもなるからである。

本プロジェクトは、ネパール国内で二酸化炭素を多量に排出している現金輸送車を廃止することができるため、グリーン変革・GXという側面でも魅力的なプロジェクトである。

結論として、ネパール政府は本件がCBDCと同意義であることを理解し、本件の導入に意欲的で

あることが判明した。今回面談したすべての関係者は、GVE のユニークなデザインと知的財産が CBDC とデジタル化の取り組みに最適であると明言している。GVE が保有している知的財産と、Near Field Communication (NFC) とモバイル決済を利用した世界初のモバイル決済のプラットフォームとなるオペレーティングシステムである FeliCa を設計開発したチームメンバーの実績は、どの IT 企業とも比較にならないほど高いと評価された。金融包摂・金融へのアクセスを提供する最初のプロジェクトを、GVE が渡航前に計画していたよりもはるかに速いスケジュールで完成させたいという意思表示があった。クリアリングハウス（清算機関）の最大手である Nepal Clearing House Limited (NCHL) は、GVE との協力に意欲的である。クリアリングハウスはネパール国内に全部で 10 社あるが、クリアリングハウスと GVE が補完関係となることで、即時決済デジタルプラットフォームの導入、ネパール・ルピーの CBDC を実現することができる。

国家計画室の長官と首相は、このプロジェクトを支援する意志を明確に表明している。

また、GVE のプラットフォームが、類似のデジタル化プラットフォームと比較してユニークであり、優れていることをすべての関係者が確認した。さらに、GVE とネパール企業との合弁事業 (JV) は、ネパール国内だけでなく、南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation : SAARC) 諸国への輸出可能なサービス産業として大きな波及効果をもたらすと思われる。この輸出可能なサービス産業の規模は、ネパールの現在の GDP の 3 分の 1 に相当する可能性があると予想される。

本プロジェクトの活用事例としては、(1) 国際間決済、主に海外ネパール人 (Non-Resident Nepalese: NRN) からネパールの家族への送金、(2) 電子カルテシステムの導入、(3) POS の導入、(4) スマホ投票などが議論された。

本プロジェクトで世界貿易機関 (WTO) の政府調達 の公募ルールが適用されない方法についても議論された。その一つにスイスチャレンジ方式がある。

ネパール政府は、JICA と GVE が、ネパールが SAARC8 カ国の中で最も進んだデジタル化国家となり、世界でもトップレベルのデジタル化国家となるよう支援するため、フィージビリティスタディを加速することを望んでいる。

第 1 章では、これまでのネパール政府とのやり取り、ネパールにおける CBDC の必要性、金融包摂や IT に関連する政府機関や金融機関など、フィージビリティスタディの背景を説明する。また、同章では、実施した調査の種類についても説明する。

第 2 章では、ネパールの人口動態、経済・政治状況、法制度、決済インフラを取り上げ、即時決済デジタルプラットフォーム・CBDC が同国の金融包摂の実現にどのように貢献できるかを説明

する。

第3章では、各当事者が提供する機能、本案件の早期導入のための提携のスキーム、CBDCプラットフォームの利点、国内決済と海外送金への影響など、プロジェクトの概要を説明する。

第4章では、現地法人の事業計画、主要業績評価指標（KPI）について説明する。また、将来的にGVEの技術を、現地法人を通じて近隣諸国に輸出する可能性についても述べる。

第5章では、CBDCプラットフォームの特徴とISO/IEC 24643への準拠の重要性について説明する。特にセキュリティの堅牢性と機能別モジュール化は重要である。

第6章では、現地システムの詳細なレビュー、必要な機能の定義、システムの統合とテストのためのPoCの実施など、今後のプロジェクトで取り組むべきテーマとロードマップについて説明する。最後に、ネパールにおけるファイナンシャル・インクルージョン、金融包摂の早期実現に向け、引き続き検討を続けていくことを表明して、本章を終了する。

ネパール国地図



出典: Khabarhub.com, English version of Nepal's updated map approved, to be sent to int'l community, 2020, <https://english.khabarhub.com/2020/14/119893/>

図 1 ネパール国地図

写真



写真 1 会議の様子:ネパール中央銀行 2022 年 12 月 01 日



写真 2 会議の様子:ネパール警察(サイバー犯罪) 2002 年 11 月 29 日



写真 3 会議の様子: Nepal Telecommunication Authority 2022年11月29日



写真 4 会議の様子: ラストリヤバニヤ銀行(RBB) 2022年11月28日



写真 5 会議の様子:ムクティナート・ビカス銀行リミテッド 2022年11月28日



写真 6 会合の様子:世界銀行 2022年11月28日



写真 7 会議の様子: Ministry of Communication and Information Technology 2022年11月30日



写真 8 会議の様子: National Planning Commission 2022年12月02日



写真 9 会議の様子:銀行協会 2022 年 12 月 02 日



写真 10 会議の様子:銀行協会 2022 年 12 月 02 日



写真 11 プラチャンダの邸宅で元大臣と国会議員と 2022 年 11 月 30 日



写真 12 プスパ・カマル・ダハル(プラチャンダ)(元首相) 2022 年 11 月 30 日



写真 13 プスパ・カマル・ダハル(プラチャンダ)(元首相) 2022年11月30日

図一覧

図 1 ネパール国地図.....	9
図 2 ネパール国の人口推移.....	42
図 3 NCHL Products & Services.....	44
図 4 CBDC 政策目標のヒートマップ.....	48
図 5 Straight Through Processing Project Scheme.....	72
図 6 ISO/IEC24643 オンラインシステムの相互運用性の国際規格.....	76
図 7 EXC プラットフォームの設計とアーキテクチャの導入前後の比較.....	78

出典のない図は、GVE Ltd. が作成または撮影したものです、

表の一覧

表 1 PSO の一覧	31
表 2 PSP の一覧	32
表 3 NCHL-ECC 取引手数料一覧 (2020 年 7 月 16 日)	45
表 4 NCHL-IPS 取引手数料一覧 (2020 年 7 月 16 日)	46
表 5 connect IPS 取引手数料一覧 (2023 年 1 月 15 日)	47
表 6 ネパールにおける銀行のプレゼンス	49
表 7 ネパールの金融アクセス指標	50
表 8 流通している紙幣量	51
表 9 NRB の紙幣印刷・配布費用	52
表 10 外国投資承認に係る添付書類 (PPPI 規則上の必要書類)	63
表 11 外国投資承認に係る添付書類 (外国投資・技術移転規則上の追加書類)	64
表 12 会社登録局への必要提出書類	65
表 13 税務登録必要書類	66
表 14 外国投資証明書の必要書類	67
表 15 源泉徴収課税に係る税率	70
表 16 ジョイントベンチャー事業のマクロ経済データ分析	74

出典のない表は、GVE Ltd. が作成または撮影したものです、

略語集

BFI	銀行・金融機関
CBDC	Central Bank Digital Currency
ECC	電子小切手清算
EXC platform	GVE 社開発の CBDC プラットフォーム
EXC server	GVE 社開発の CBDC サーバー
FAR	金融管理規制
GCI	Global Capital Investment Limited
GoN	ネパール政府
IMF	国際通貨基金
IPS	銀行間決済システム
KYC	本人確認
MC	ネパール共産党統一毛沢東主義派
MOCIT	通信情報技術省
MoF	Ministry of Finance
MoU	覚書
NC	ネパール会議派
NCHL	Nepal Clearing House Limited
NCP	ネパール共産党内
NFC	Near Field Communication
NPC	National Planning Commission
NPR	ネパール・ルピー
NRB	ネパール中央銀行
NRN	海外ネパール人
NTA	Nepal Telecommunication Authority
OIBN	ネパール投資委員会
PPP	官民パートナーシップ
PSO	Payment System Operators
PSP	Payment Service Providers
RE&D	Rule Engine & Dispatcher
RTGS	Real Time Gross Settlement
SAARC	南アジア地域協力連合
UML	ネパール共産党マルクス・レーニン主義派

1. 背景

1.1. 調査の背景

ネパール政府は「2030年までに中所得国になる」ことを国家目標として掲げている¹。金融セクターは経済において非常に重要であり、NRNの本国への送金総額は2022年のGDPの22.5%であったと試算されている。また、国民の金融へのアクセスは依然として低く、銀行口座の保有率は多く見ても67.3%となっている²。山が多く、農村が点在する山岳地方では、特に金融へのアクセス率が低い。個人として銀行口座を保有して有利な条件での決済を行える住民は限られている。

銀行間決済については、クリアリングハウスが国内金融機関向けに決済システムを提供しているが、決済能力の問題や、ピーク時に多くの決済を行うためのセキュリティの問題などから、改善が必要である。このような背景から、ネパール政府は中央銀行の戦略計画や金融セクター開発計画において、全住民の金融アクセスの改善を掲げており、決済システムの強化は大きな課題の一つとなっている。

国内で銀行口座を持つ人は限られているが、携帯電話の加入契約率は人口の約140%であった³。また、インターネットを利用する人は6割を超えている⁴。今後、社会経済発展の進展に伴い、国内外の資金決済活動の拡大が見込まれる中、モバイルネットワークやインターネットを利用した住民への金融アクセスの提供が重要な政策課題となっている。通信情報技術省(MOCIT)は2019年、デジタル化による金融包摂を推進するため、“Digital Nepal Framework”を発表した。

2019年9月1日、当時の財務大臣、中央銀行総裁、プシュパ・カマル・ダハル（プラチャンダ）首相らがGVEおよびGCIは最初の会談を行った。この会談の中で、GVEは、ネパールが2030年までに金融包摂を実現することを目指していること⁵、GVEのCBDCプラットフォーム（EXC プ

¹ Nepal Rastra Bank. Nepal Financial Inclusion Action Plan, 2018, P.5

² Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P.44

³ ITU World Telecommunication. ICT Indicators Database, 2015, <https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/nepal/detail.html>

⁴ Ncell. Ncell Sustainability Report FY 2019-2020, 2020, https://webapi.ncell.axiata.com/upload/SustainabilityReport/Sustainability_and_National_Contribution_Report_for_FY_2019_2020.pdf

⁵ Nepal Rastra Bank. Nepal Financial Inclusion Action Plan, 2018, https://un.org.np/sites/default/files/doc_publication/2018-08/MAP%20Nepal%20Financial%20Inclusion%20Action%20Plan.pdf

プラットフォーム) はネパール全土のほぼ全ての産業の金融・デジタルインフラとなることが理想であることを確認した。

2020年1月、GVEはJICAから官民パートナーシップ(PPP)事業として予備調査を実施することを採択された。その際に覚書(MoU)の締結を視野に入れ、JICAチームのネパール訪問にGVEのCEOである房広治が同行した。閣僚の変更と共に何度かのオンライン会議を経て、2022年6月23日にJICAとOIBN間で、MoUが締結された。

1.2. 予備調査の目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- i. プロジェクトの実現可能性を検討するために必要な情報の収集と分析
- ii. 居住者、海外ネパール人、海外からネパールへの訪問者へのデジタルID配布の状況を確認
- iii. モバイルデバイス管理分野におけるMOCITの本件への協力の意欲の確認
- iv. ネパールの決済システムに関する法令や関連法制度の確認
- v. ネパールの決済システムおよび通信インフラで使用されている技術の状況の確認
- vi. ネパールにおけるPPPに関連する法的規制や関連法制度の確認
- vii. プロジェクトの構成案作成と関係者の合意
- viii. ビジネスプランの事前分析
- ix. プロジェクトを推進する上での課題の洗い出し

1.3. 調査の目標

本プロジェクトは、個人と法人の全てがデジタル口座を開設し、すべての取引についてリアルタイムで記帳を行うことができるReal Time Gross Settlement (RTGS)プラットフォームを導入・運営するものである。このプラットフォームは、3G、4G、5Gのいずれかのネットワークに対応した携帯電話網かインターネット接続があれば利用可能である。これにより、1日24時間、1年365日、オンラインキャッシュレス決済が可能となり、オンライン決済は1秒以内に完了できる。ネパールのCBDCプロジェクトは、ネパール・ルピーをデジタル化し、中央銀行が卸売および小売用途の両方で発行できるデジタル通貨を作成することを目指している。この取り組みは、金融システムの効率性を向上させ、金融包摂を促進することを目指している。

GVEは、即時決済デジタルプラットフォーム(広義のCBDCプラットフォーム)を提供することで、地方に住む住民やネパール訪問者の金融へのアクセスを改善する。プラットフォームを導入することで、金融の安定性を強化し、中央銀行や政府の行政能力を向上させ、すべての人に公正な税制を提供することなどもできる。GVEが通信当局から聞いたところによると、3G以上のモバイルネットワークはネパール全土をカバーしているとのことであった。銀行口座を持っていない農村部の住民であっても、1世帯に1台以上の携帯電話を保有していると推測されるため、銀行口座の開設や決済が可能になるこのプロジェクトは非常に理にかなっている。また、現在銀行口座を

保有している住民や既存の金融機関は、より高いセキュリティ環境のもと、より低い手数料で RTGS による資金決済を行うことができるようになる。

本調査では、本プロジェクトを実施するための法的根拠を確認するとともに、事業権や各種許認可の取得など、本プロジェクトを推進するための重要な前提条件を確認し、技術面や収益面における妥当性を検証した。また、本調査の目的は、実行可能な事業体制やプロジェクトの資金調達スキームを共有することでもある。これにより、ネパールのパートナー、顧客、政府関係者とのより具体的な条件の合意形成につなげることができる。

1.4. ステークホルダーとその見解

本プロジェクトは、現在中央銀行が GDP の 0.5% から 1.5% のコストをかけて、現金の印刷や本支店間の移動をしているのを廃止し、また金融包摂を成し遂げることである。ネパールで EXC プラットフォームを活用した即時決済型デジタル通貨システムを導入し、ネパール・ルピー (NPR) のデジタル化を実現することで実現できる。(第 5 章参照) NPR は、ネパールの法定通貨である。ネパールのステークホルダーにとって、通貨発行益すなわちシニョリッジ (通貨発行益) を維持することは重要であるため、NPR を便利な決済手段として維持する必要がある。法定通貨のデジタル化は、広義の CBDC と呼ばれている。これは中央銀行だけが発行する通貨のデジタル化を CBDC と呼んでいたのと区別をする必要がある。

したがって、NRB を含め、ネパールの政府関係者には、すべての関係者がよりよく理解できるように、それぞれの定義の違いやネパールが望んでいる CBDC とは即時決済デジタル通貨システムであることを説明し、これを CBDC プロジェクトと呼ぶべきであると提案した。国際通貨基金 (IMF) によると現在世界の中央銀行の 9 割が CBDC を検討していると言われている。また、今回の訪問で、中国⁶とインド⁷はともに CBDC の導入を検討していることを確認した。

現在 NRB が主導するプロジェクトの中には、2019 年から GVE がネパール政府に説明をしている NPR のデジタル化や CBDC と似たプロジェクトを進めていることが判明した。ネパールにとっての理想的な決済インフラとは、ネパールの 3,000 万人を超えるステークホルダー全員が RTGS プラットフォームにアクセスできるようになることである。そして、2019 年頃から積極的に法改正を進めている NRB のいくつかの取り組みはこの方向性と一致している。特に、インドが 2022 年にインド国内での CBDC の導入を決定したことで、現金を残すという選択肢はネパールになく

⁶ International Monetary Fund (IMF). Opening Remarks at Peer-Learning Series on Digital Money/Technology: Central Bank Digital Currency and the Case of China, 2022, <https://www.imf.org/en/News/Articles/2022/07/07/sp070722-central-bank-digital-currency-and-the-case-of-china>

⁷ The Reserve Bank of India (RBI). Concept Note on Central Bank Digital Currency, 2022, <https://www.rbi.org.in/Scripts/PublicationReportDetails.aspx?UrlPage=&ID=1218>

なり、ネパールには EXC プラットフォームの早期導入が必要との意識が芽生えたようである。The National Planning Commission は、CBDC が大きな波及効果をもたらす最高のサイバーセキュリティ設計を必要とすることから、GVE の基本特許の重要性を理解している。

NPR のデジタル化は、RTGS⁸、Straight Through Processing、決済システムの回復力（レジリエントな決済システム）、決済へのアクセス、金融包摂、互換性、Know Your Customer (KYC) と KYC Repository、マネーロンダリング防止とテロ資金調達防止、プライバシー保護⁹¹⁰、VPN (Virtual Private Network) といった用語と一緒に語られることがある。プライバシー保護は、すべての利害関係者が新システムを利用する動機付けとなるために必要である。これは、NRB と政府機関がネパール憲法に基づく裁判所の承認なしに個人データを閲覧または取得しないことを前提とできる、世界で唯一のシステムであることへの評価にもつながった。

今後、GVEz、NRB、銀行、ノンバンク、または Nepal Telecommunication Authority (NTA) 等と共同で設立する JV は、全ての銀行およびノンバンクにシステムの導入やメンテナンスサービスを提供する。

〈非公開〉

1.5. プロジェクトを担当するすべての行政機関のリスト

本節ではネパールの IT・金融インフラを担う行政機関を説明する。

1.5.1. Office of the Investment Board, Nepal (OIBN)

OIBN の役割は以下の通り：

- a) ネパール国内への投資促進を促すため、民間投資家のための「ワンストップサービス」を提供する、
- b) 60 億 NPR (約 4,580 万米ドル) 以上の海外直接投資の承認、プロジェクト調査の実施、PPP または民間投資モデルによるプロジェクトの開発・管理（募集・非募集の両方）を現行法に基づき行う。また、OIBN は、200MW 以上のエネルギープロジェクトの開発に対する投資も承認を決める権限がある。
 - 海外直接投資
 - PPP と民間プロジェクト
 - プロジェクト開発・管理

⁸ Nepal Rastra Bank. REAL TIME GROSS SETTLEMENT SYSTEM RULES Version:02, 2022

⁹ Nepal Rastra Bank. NRB-RTGS Frequently Asked Questions, P.6

¹⁰ Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P.54

- 投資促進および関連プロセス
- 土地取得

このプロジェクトは、PPP プロジェクトとして 2 番目のカテゴリーに属す。

1.5.2. Ministry of Finance (MoF)

MoF の役割は以下の通り。

- 経済政策分析
- 年間予算とプログラム
- 経済調査
- 経済法案・法律
- 予算スピーチ
- 金融セクターの管理・協力
- 財政連邦制の調整
- 政府間財政移転
- 国際経済協力の調整
- ネパール・ポートフォリオ・パフォーマンス・レビュー
- レベニュー・マネジメント・ソース、レッドブック、テクニカル・アシスタンス・ブック出版

1.5.3. Ministry of Communication and Information Technology

Ministry of Communication and Information Technology の役割は以下の通り。

- 郵政事業
- 電気通信全般
- 放送全般
- プレス・インフォメーション
- フィルム開発

1.5.4. NRB

NRB の役割は以下の通り。

- 金融政策の策定および運営
- 金融規制
- 金融ライセンスの付与
- 金融監督・管理
- 顧客からの預り金債務合計のモニタリング
- 銀行情報の収集と分析
- 銀行の顧客の信用情報の迅速な把握

- 金融制度の安定性の向上
- 金利政策、インフレ対策

1.5.5. Nepal Telecommunication Authority

Nepal Telecommunication Authority の役割と役務提供は以下の通り。

- インターネット電子メールを含むライセンスの提供
- ネットワークサービスプロバイダー
- Pay Phone
- プリペイド式コーリングカード
- GMPCS サービス
- 機器の標準化
- 周波数の許認可
- 州番号と相互連携促進
- 品質管理
- インフラ構築の承認
- 承認サービス料
- 顧客からのクレームの聞き取り
- モバイル登録・紛失対応

Nepal Telecommunication Authority は本プロジェクトに必要なすべての地域をモバイルネットワークまたはインターネットによってカバーできるようにすると表明している。

1.5.6. National Information Technology Center

National Information Technology Center では、以下の業務を行っている。

- ドメイン登録
- インターネットサービスの提供
- ウェブホスティング
- 技術サービスの提供
- 人材育成
- E-gatepass (イー・ゲートパス)
- 光ファイバーネットワーク
- メールアカウント開設

当センターは、ネパールの居住者と企業の一人ひとりに国民 ID を作成し、配布する責任を負っている。

1.5.7. 銀行・金融機関 (BFIs)

BFI は以下のようなサービスを提供している。

- 預金や類似サービスの提供
- 電子機器、窓口、ATM、および両替商を通じた支払、振込、決済取引の実施
- 信用創造、ローンの付与
- 外国債券や金融機関の保証を前提とした融資
- 抵当権が設定されている動産の価額を限度として貸与すること、または既に抵当権が設定されている動産を他の銀行もしくは金融機関に再抵当権を設定し、その価額を限度として貸与すること
- 顧客のために債券を発行し、そのために顧客との間で必要な条件を整えること、顧客の動産・不動産を抵当に入れ、または第三者から保証を受け、抵当権者が確保した財産を受領・保有すること、その他関連取引を行うこと
- 必要に応じて、全国銀行からの再借入、他の銀行や金融機関からの借入を行うこと
- 国内外機関を通じて受領した資金による融資の提供または融資の管理
- 一般的な貸出金償却規制の対象となる貸出金を償却すること
- 株式・債券等の発行
- 約束手形、為替手形、約束手形、小切手、トラベラーズチェック、手形その他の金融商品の発行、受領、支払、割引または販売
- 電子取引用のデジタルまたはカードを含む金融商品の発行、受領、管理およびこれに関する代理人の選任
- 法令に基づく外国為替取引の実施
- ネパール政府（
- ）発行の債券の売買または受入
- 為替手形、小切手、その他の金融商品によるネパール国内または海外への送金、海外からの送金の受け取りおよび支払い
- 株式、債券又は有価証券の売買、売買、株式、債券又は有価証券の利息等の配当金の徴収、配当金、利益又は利息のネパール国内又は海外への送付、顧客のための貸金庫の手配を顧客の代わりに行うこと
- 他の銀行や金融機関からの借り入れ、または借り手や顧客が何らかのファシリティを利用する際の詳細、
- 国、関係諸機関または他の機関もしくは金融機関等との間の情報または情報の提供、
- 金・銀の買取・販売
- 調査、研究、アンケート、研修の実施に伴うコンサルタント等の情報提供
- 売却する資産の種類を適切に管理する
- 中央銀行の事前の承認を得て、信用状および送金を取扱うこと
- 株式、債券または有価証券の委託代理、株式、債券または有価証券の売買、配当、利息、利益等の徴収、貸金庫の管理
- 中央銀行の定めるところにより、小規模事業者のグループまたはその構成員で貯蓄を維持し、運用に必要な動産を担保または保証することなくマイクロローンを供与していること

- インフラ整備に関連する事業への融資や株式投資
- インフラ整備に関連するプロジェクトを実施する会社の有価証券に投資すること
- インフラ開発プロジェクトの建設、操業に必要な工作機械および機器の購入、販売または供給、設置に関すること、開業証明書の発行
- インフラ開発プロジェクトに投資するために必要な資金を、NRB の承認を得て、様々な種類の国内外通貨による金融商品の発行や融資を受けるために調達すること

銀行・金融機関名一覧

A) Commercial Banks:

1. Nepal Bank Ltd. NBL
2. Rastriya Banijya Bank Ltd. RBB
3. Nabil Bank Ltd. NABIL
4. Nepal Investment Bank Ltd. NIBL
5. Standard Chartered Bank Nepal Ltd. SCBNL
6. Himalayan Bank Ltd. HBL
7. Nepal SBI Bank Ltd. NSBI
8. Everest Bank Ltd. EBL
9. Bank of Kathmandu Ltd. BOK
10. Nepal Credit and Commerce Bank Ltd. NCC
11. NIC Asia Bank Ltd. NIC
12. Machhapuchhre Bank Ltd. MBL
13. Kumari Bank Ltd. Kumari
14. Laxmi Bank Ltd. Laxmi
15. Siddhartha Bank Ltd. SBL
16. Agriculture Development Bank Ltd. ADBNL
17. Global IME Bank Ltd. Global
18. Citizens Bank International Ltd. Citizen
19. Prime Commercial Bank Ltd. Prime
20. Sunrise Bank Ltd. Sunrise
21. NMB Bank Ltd. NMB
22. Prabhu Bank Ltd. Prabhu
23. Mega Bank Nepal Ltd. Mega
24. Civil Bank Ltd. CBL
25. Century Commercial Bank Ltd. Century
26. Sanima Bank Ltd. Sanima

B) Development Banks:

1. Mahalaxmi Bikas Bank Ltd. Mahalaxmi
2. Narayani Development Bank Ltd. Narayani
3. Karnali Development Bank Ltd. Karnali
4. Sangrila Development Bank Ltd. Shangrila
5. Excel Development Bank Ltd. Excel
6. Miteri Development Bank Ltd. Miteri
7. Muktinath Bikas Bank Ltd. Mukti
8. Garima Bikas Bank Ltd. Garima
9. Kamana Lease Bikas Bank Ltd. Kamana
10. Corporate Development Bank Ltd. Corporate
11. Jyoti Bikas Bank Ltd. Jyoti
12. Shine Resunga Development Bank Ltd. Shine
13. Lumbini Bikas Bank Ltd. LumbiniDB
14. Sindhu Bikas Bank Ltd. Sindhu
15. Salapa Bikash Bank Ltd. Salapa
16. Saptakoshi Development Bank Ltd. Saptakoshi
17. Green Development Bank Ltd. GreenDB

C) Finance Companies:

1. Nepal Finance Ltd. NFL
2. Nepal Share Markets and Finance Ltd. NSML
3. Gorkhas Finance Ltd. GURKHAFc
4. Goodwill Finance Ltd. Goodwill
5. Shree Investment & Finance Co. Ltd. Shree
6. Best Finance Ltd. BestFC
7. Progressive Finance Co. Ltd. Progressive
8. Janaki Finance Co. Ltd. Janaki
9. Pokhara Finance Ltd. Pokhara
10. Central Finance Ltd. PFCL
11. Multipurpose Finance Co. Ltd Multi
12. Samridhhi Finance Company Limited Samridhhi
13. Capital Merchant Banking & Finance Co. Ltd. CMerchant
14. Guheshwori Merchant Banking & Finance Ltd. GMBFL
15. ICFC Finance Ltd. ICFC
16. Manjushree Financial Institution Ltd. Manju
17. Reliance Finance Ltd. Reliance

D) Microfinance Financial Institution:

1. Grameen Bikas Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. NEPALGBB
2. Nirdhan Utthan Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Nirdhan
3. RMDC Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. RMDC
4. Deprosc Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. DIPROSC
5. Chhimek Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Chhimek
6. Shawalamban Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Swalamban
7. sana kisan bikas laghubitta bittiya sanstha lt. word race
8. Nerude Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. NERUDE
9. Sworojagar Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Sworojgar
10. First Microfinance Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. First
11. Kalika Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Kalika
12. Mirmire Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Mirmire
13. Janautthan Samudayik Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Jana
14. Mithila Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Mithila
15. Suryodaya Womi Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. SWomi
16. Laxmi Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. LaxmiMF
17. Civil Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. CivilMF
18. Vijaya Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. VijayMF
19. NMB Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. NMBMF
20. FORWARD Community Microfinance Bittiya Sanstha Ltd. ForwardMF
21. Global IME Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. GIMEMF
22. Mahuli Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. MahuliMF
23. Meromicrofinance Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. MeroMF
24. Samata Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. SamataMF
25. RSDC Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. RSDCMF
26. Samudayik Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. SamudayikMF
27. National Microfinance Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. NationalMF
28. WEAN Nepal Sewa Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. WEANSEWAMF
29. Unnati Sahakarya Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. UnnatiMF
30. NADEP Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. NADEP
31. Support Microfinance Bittiya Sanstha Ltd. Support
32. Arambha Chautari Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. AChautari
33. Asha Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Asha
34. Gurans Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Gurans
35. Ganapati Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Ganapati
36. Infinity Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd Infinity

37. Adhikhola Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Adhikhola
38. Swabhimani Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Swabhimani
39. Sabaiko Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Sabaiko
40. Sadhana Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Sadhana
41. NIC Asia Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. NICMF
42. Naya Sarathi Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Sarathi
43. Manakamana Smart Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Manakamana
44. Summit Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Summit
45. Samaj Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Samaj
46. Mahila Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Mahila
47. Adarsha Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Adarsha
48. Unique Nepal Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Unique
49. Jalpa Samudayik Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Jalapa
50. Manushi Laghubitta Bittiya Sanstha Ltd. Manushi
51. Rastra Utthan Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Rastra
52. Upakar Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Upakar
53. BPW Laghubitta Bittiya Sanstha Limited BPW
54. Dhaulagiri Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Dhaulagiri
55. CYC Nepal Laghubitta Bittiya Sanstha Limited CYC
56. NESDO Samridha Laghubitta Bittiya Sanstha Limited NESDO
57. Aatmanirbhar Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Aatmanirbhar
58. Swastik Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Swastik
59. Shrijanshil Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Shrijanshil
60. Kisan Laghubitta Bittiya Sanstha Limited NRN(Kisan)
61. Jiban Bikash Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Jiban
62. Super Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Super
63. Aviyan Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Aviyan
64. Khaptad Laghubitta Bittiya Sanstha Limited Khaptad

E) Infrastructure Development Bank

1. Nepal Infrastructure Bank Limited, NIFR

1.5.8. Payment System Operator (PSO)

決済関連活動の実施、管理、精算を目的として設立されたクリアリング機能をもった機関は、決済システムオペレーターとして登録し、ライセンスが必要である。電子カードネットワークを運営する組織・機構、電子決済ネットワークのライセンスを取得しているのはネパールの7社と外資3社である。

表 1 PSO の一覧

No	NAME	Address	LICENSE DATE (MM/DD/YYYY)	PAID UP CAPITAL (Amount '000)
1	Nepal Clearing House Limited	Kathmandu	04/15/B. S. 2074 (7/30/2017)	NPR 411, 350
2	Smartchoice Technologies Limited	Kathmandu	09/17/ B. S. 2074 (1/1/2018)	NPR 500, 000
3	Nepal Electronic Payment System Limited	Kathmandu	01/29/ B. S. 2076 (5/19/2019)	NPR 176, 000
4	Union Pay International Company Limited	Shanghai, China	03/30/ B. S. 2076 (7/15/2019)	CNY 2, 000, 000
5	Viza Worldwide Private Limited	Singapore	04/29/ B. S. 2076 (8/14/2019)	USD 8, 968
6	Nepal Payment Solution Private Limited	Kathmandu	07/19/ B. S. 2076 (11/5/2019)	NPR 250, 000
7	Mastercard Asia/Pacific Private Limited	Singapore	08/24/ B. S. 2076 (12/10/2019)	USD 28, 852
8	Fone Payment Services Limited	Lalitpur	10/26/ B. S. 2076 (2/9/2020)	NPR 505, 000
9	First Pay Technology Private Limited	Kathmandu	11/13/ B. S. 2076 (2/25/2020)	NPR 100, 000
10	Gateway Payment Services Private Limited	Kathmandu	11/03/ B. S. 2077 (2/15/2021)	NPR 100, 000

GVE のネパール子会社（またはジョイントベンチャー）はクリアリングハウスである必要がある。GVE の子会社が PSO ライセンスを取得するためには、NRB の許可が必要である。

1.5.9. Payment Service Provider (PSP)

電子的手段による決済を扱う組織、国内送金業者、商品やサービスの代金を支払う目的で設立さ

れた組織、およびこの目的で消費者と直接関係を持つ組織は、PSP と呼ばれている。NRB の認可を受けた銀行および金融機関との契約による電子取引、電子的手段による支払取引の実施、顧客とサービス提供者の仲介による商品およびサービスの支払、国内への送金、電気通信ネットワークによる電子取引の実施、その他特定の機関に関与する者は、引き続きこの対象となる。

表 2 PSP の一覧

No.	NAME	Wallet/App	Address	LICENSE DATE (MM/DD/YYYY)	PAID UP CAPITAL Amount ' 000
1	IME Digital Solution Limited	IME Pay	Kathmandu	03/05/ B. S. 2074 (6/19/2017)	NPR 100, 000
2	E-sewa Private Limited	E-Rent	Kathmandu	03/05/ B. S. 2074 (6/19/2017)	NPR 100, 000
3	Cellcom Private Limited	Cell Pay	Kathmandu	09/08/ B. S. 2075 (12/23/2018)	NPR 15, 000
4	CG Pfay Nepal Private Limited	CG Pay	Lalitpur	09/13/ B. S. 2075 (12/28/2018)	NPR 10, 000
5	Khalti Private Limited	Khalit	Lalitpur	01/02/ B. S. 2076 (4/15/2019)	NPR 50, 000
6	P Nep Private Limited	M. R.	Kathmandu	04/15/ B. S. 2076 (7/31/2019)	NPR 60, 000
7	Q Pay Private Limited	Q Pay	Kathmandu	05/19/ B. S. 2076 (9/5/2019)	NPR 50, 000
8	Nepal Pay Time Private Limited	P Times	Kathmandu	05/19/ B. S. 2067 (9/4/2010)	NPR 18, 378
9	Smart Card Nepal Private Limited	My Pay	Bhaktapur	06/29/ B. S. 2076 (10/16/2019)	NPR 10, 400
10	Mohar Digital Private Limited	Mohar Pay Card	Lalitpur	06/30/ B. S. 2076 (10/17/2019)	NPR 50, 000
11	Prabhu Technology Private Limited	Prabhu Pay	Kathmandu	03/04/ B. S. 2074 (6/18/2017)	NPR 100, 000
12	E-Net Payment Private Limited	E-Net Pay	Kathmandu	11/21/ B. S. 2076 (3/4/2020)	NPR 50, 000
13	Focusone Payment Solutions Private Limited	Teaches	Kathmandu	11/29/ B. S. 2076 (3/12/2018)	NPR 58, 136

14	Kurakani Pay Private Limited	Kurakani Pay	Lalitpur	02/29/ B. S. 2077 (6/11/2020)	NPR 10, 425
15	Payable Nepal Private Limited	Payable	Kathmandu	06/11/ B. S. 2077 (9/27/2020)	NPR 10, 000
16	Goldmine Business Group Private Limited	D Paisa	Kathmandu	08/29/ B. S. 2077 (12/14/2020)	NPR 24, 500
17	B Pay Private Limited	Supar Yap Yo Pay	Kathmandu	09/15/ B. S. 2077 (12/30/2020)	NPR 60, 000
18	Fintech International Private Limited	Yatra Card	Kathmandu	10/20/ B. S. 2077 (2/2/2021)	NPR 50, 000
19	Lenden Service Private Limited	Loincloth Service	Kathmandu	10/20/ B. S. 2077 (2/2/2021)	NPR 10, 000
20	DG Pay Private Limited	DG Pay	Kathmandu	11/18/ B. S. 2077 (3/2/2021)	NPR 10, 000
21	Nepal E-Biz Management Private Limited	Mobile	Kathmandu	11/18/ B. S. 2077 (3/2/2021)	NPR 10, 000
22	I Pay Private Limited	I Pay	Kathmandu	11/21/ B. S. 2077 (3/5/2021)	NPR 10, 000
23	I Cash Private Limited	I Cash	Kathmandu	12/03/ B. S. 2077 (3/16/2021)	NPR 10, 000
24	Nepal Digital Payments Company Limited	Namaste Pay	Kathmandu	12/03/ B. S. 2077 (3/16/2021)	NPR 400, 000
25	Sulav Pay Private Limited	N Cash	Kathmandu	12/05/ B. S. 2077 (3/18/2021)	NPR 10, 000
26	Chhito Paisa Private Limited	Chhito Paisa	Lalitpur	12/05/ B. S. 2077 (3/18/2021)	NPR 10, 000
27	Sajilo Pay Payment Services Private Limited	Sajlo Pay	Kathmandu	12/17/ B. S. 2077 (3/30/2021)	NPR 10, 000

1. 5. 10. Cyber Bureau (Police Headquarters)

ITの急速な発展と利用者の増加に伴い、サイバー犯罪が増加し、高度化しているため、犯罪捜査は、より複雑で困難になってきている。このような課題に直面し、現在および将来発生する可能性のある犯罪を予防し、うまく捜査するために、ネパール警察庁は、サイバー犯罪の啓発、サイバーセキュリティ、サイバー犯罪の捜査を行うためのネパール警察組織のメカニズムを見直し、強化した。警察本部の下に Cyber Bureau が設置され、直ちに、警察総監は the Cyber Bureau Work Order - B. S. 2075 年(2018/2019 年)を発令した。the Police Regulation

B. S. 2071 (2014/15) の第 8 改正が、B. S. 2077 年 6 月 19 日 (2020 年 10 月 5 日) のネパール官報で公表されたため、Cyber Bureau は当該関連する規定に従って運営されている。

機能、任務および権限：

1. ネパール内での被害があった場合に、国内および海外からのサイバー犯罪を捜査する。
2. 変化するサイバー犯罪に関する情報を調査・研究・分析。
3. サイバー犯罪の捜査において、国内外の機関や組織と調整・協力。
4. 警察官の対サイバー犯罪のノウハウ・セキュリティ関連能力を強化。
5. サイバー犯罪に関する国民の意識を向上。
6. コンピュータ緊急対応チームを国レベルで結成し、国際レベルでも調整役を果たす。
7. 犯罪捜査の過程で、他の警察署から応援を求められた場合、必要な支援を提供する。
8. 犯行・犯罪データを分析し、外部専門家に相談する。

Cyber Bureau が GVE に語ったところによると、毎日約 30 件の違法行為が報告されている。これは、年間 1 万件以上の活動に相当する。ハッキングのほとんどは海外からのものである。

1.5.11. Department of Money Laundering Investigation, Office of the Prime Minister and Council of Ministers

Department of Money Laundering Investigation は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する犯罪の予備調査、調査、訴追を行う権限ある機関である。2011 年 6 月 15 日付のネパール政府の決定により、2011 年 8 月 5 日、MoF の下に設立された。2018 年 2 月 23 日付のネパール政府の決定により、同局は内閣府内に移動し、内閣府の直轄下に置かれている。

- マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関連する活動の規制および監督にリスクベースアプローチを適用。
- マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する金融犯罪の予備調査、捜査および訴追を行う。
- 犯罪の抑制と金融システムの促進のために、国内および国際的なレベルで適切な調整と協調を行う。

また、NRB は、マネーロンダリング防止に関連する情報を収集・分析するため、金融情報 ユニットを設置している。本ユニットの業務、義務、権利は以下の通り。

- a) ネパール・ラストラ銀行法 B. S. 2058 (2002) に従って定められた限度額を超える、または超える取引の詳細を調査する。
- b) 本法に基づき、疑わしい取引に関する情報の収集。
- c) 本法に基づき、通貨および無記名式交換新株予約権に関する詳細な内容の収集。
- d) その他、本法に基づく情報、文書および内容の収集。
- e) 疑わしい取引報告書を含む、本法に基づき受領した情報を分析する。

- f) 第(e)項による分析の過程で、マネーロンダリングおよびテロリストによる資金調達、その他の金融犯罪の疑いがある場合、自らが捜査をすることがある。また検察の要請により検察・警察がマネーロンダリングおよびテロ資金関連の犯罪を捜査することもある。
- g) 本法に基づく情報提供義務を負う金融機関、決済関係機関、監督官庁およびその職員に対する研修を手配する。
- h) 報告義務機関または関係機関に対し、疑わしい取引の特定、報告および疑わしい取引に関連する情報について必要な支援および指導を行う。
- i) マネーロンダリングやテロリストによる資金調達に関する犯罪の種類、高度な犯罪技術、方法、傾向などの詳細を含む年次報告書を、中央銀行を通じてネパール政府に提出する。
- j) 疑わしい取引の認定、評価、報告体制に関連して、必要に応じて監督機関の金融機関・決済業社への検査に協力し、または検査監督報告書を検討することにより支援する。
- k) 同種の活動を行う外国の機関との相互協力に関する協定を締結する。

テロリスト資金調達に関連する犯罪例：

- l) 組織犯罪
- m) 破壊工作テロ
- n) 人身売買
- o) 児童買春またはその他の性的搾取、
- p) ドラッグ売買
- q) 武器・弾薬の不正取引
- r) 汚職・贈収賄
- s) 通貨の偽造
- t) 製品の海賊版取引
- u) 誘拐、監禁、窃盗
- v) 密輸（関税、物品税、消費税逃れ）
- w) 脱税および脱税幫助
- x) 恐喝
- y) 海賊版の製造
- z) 市場操作または内部取引
- aa) 森林、国有地での野生生物の捕獲および売買
- bb) カルテル、消費者の保護にならないような競争阻害
- cc) 金融詐欺、資金調達詐欺、外国為替詐欺、保険金詐欺、その他の詐欺

1.5.12. Nepal Bankers' Association

ネパールにおける商業銀行業務や産業の拡大に鑑み、銀行間の公平で健全な成長、公正な競争、融資やその他の銀行取引に関する政策や手続きの共通化、創造的で近代的な技術の開発・採用の検討ができるように、銀行がメンバーとなった包括的な協会を設立した。銀行をより効果的かつ

効率的にし、銀行の業務に関連する問題を特定し、改善策を実施するために、the Institution Registration Act (B.S. 2034 年 (1977 年)) に基づいて「Nepal Bankers' Association」と名付けられた。

A) 目的・活動内容

ネパール国内において、最新かつ近代的なテクノロジーと原理原則に基づき、効率的で強力かつ創造的な銀行業務と事業を開発し推進する。

- 効果的な銀行取引を通じて、一般市民に対して迅速かつ有益な銀行サービスを提供することを目的として、必要な方針、手続きおよび技術を採用し、実施する。
- 銀行業務や活動に関して、協会会員を支援し、様々な提案を行う。
- 必要な銀行政策の策定に関連し、ネパール政府および NRB に随時提案を行い、銀行取引における改革を適宜行う。
- 銀行間の相互調整と援助を確立することにより、銀行業務に関連して直面するビジネス、管理、法律、手続き、技術などに関する様々な問題を改善するための適切な方法を提案する。
- 銀行活動およびビジネスに関連する調査、研究、分析。ビジネス以外の記事、情報、統計、報告書などの様々な資料を収集し、会員に配布する。
- 銀行の統計の収集、分類、および会員間の分配のための取り決めをする。
- ネパールの法律や法令に基づき、顧客や信用取引に関する情報を提供すること、およびその目的のために、協会の下に信用情報局を別途設立・構成し、会員間でその情報を交換・普及させるための取り決めを行うための方針を策定する。
- 銀行部門の従業員の知識、技術、効率、生産性を向上させる目的で、研修、セミナー、会議を組織し、実施すること。また、会員の支援と参加により、協会の下に独立した銀行研修センターを設立し、構成する。
- 銀行の活動、事業、資源、人材、経営のさらなる発展のために、組織的に協調し、綿密な調査を計画・実施する。
- 銀行業務やサービスに対するユーザー・一般市民の好感度を高める広報活動を行う。
- 会費、各種情報提供に対する購読料を規定することにより、本協会の様々な目的およびプログラムを実施のための資金を調達し、国内外の様々な機関からの資金援助を受け、本協会が主催するプログラムおよび施設に参加する個人、機関および機関からも料金を徴収する。
- その他、上記目的を達成するため、または達成を補完するための一切の行為を行う。

1.5.13. Department of National ID & Civil Registration

B.S. 2075/06/28 (2018/10/14) に設立された Department of National ID & Civil Registration は、「個人 ID 登録」業務に対する最初の法的権利を確立するとともに、ネパール政府が評価を受けたプログラムを運営している。「キャッシュフロー」確立のための多目的「国民 ID カード」の配布と社会保障の下での個人のデジタル識別を担当してきた。国民のアイデンティティと利益を守るために行われているこれら 2 つのプログラムは、相互に関連しており、テクノロジーをベ-

スにしている。したがって、異なる時期に実施された 2 つのプログラムは、それぞれの方法で運営されていたが、統合され、現在は広い領域をカバーするテクノロジーベースの部門として運営されている。

“国民 ID カード”は、本人確認のためのデジタルソリューションである。そのデジタルな特徴から、公共サービスと相互に連携することで様々な用途に利用することができ、現代において非常に重要な役割を担っている。多くの国が自国での導入を成功させている。すべての国民が公正なサービスを受けられるためのデジタル ID カードは、国家統合を支援することになった。ネパール政府は、B. S. 2066/067 年(2009/10/11 年)の年次政策とプログラム、白書を通じて、ネパール国民全員に、選挙でも国民 ID カードとして使えるように写真付きの生体認証スマートカードを提供し、この取り決めを実施するために別の中央組織を設立すると発表した。その後、ネパール政府の B. S. 2067 年 03 月 16 日(2010 年 06 月 30 日) 付きの決定により、内務省の直轄組織として、B. S. 2067 年 04 月 01 日(2010 年 07 月 17 日) に国家 ID 管理センターが設立された。B. S. 2075 年 06 月 28 日(2018 年 10 月 14 日) 付の決定により、同センターと中央登録部門が統合された後、Department of National ID & Civil Registration という名称で運営されている。

“Strategic Plan of National Identity Card Management B. S. 2075 年(2018/19 年)”, “Registration of Details of Nepali Citizens for National Identity Card Distribution and Procedures for National Identity Card Distribution, B. S. 2075 年(2018/19 年)”, Council of Ministers の決定により、国民 ID カード配布プログラムに法的根拠が与えられている。全地区で実施する前に、B. S. 2075/76 年(2018/19/20 年)にパンサー地区の市民とシンダルバル・コンプレックスの従業員に国民 ID カードを配布し、実証実験に成功している。パンサー地区では、ラム・バハドゥール・タパ内務大臣が 101 歳の高齢者バグワティ・デーヴィ・バンダリ氏に、最初の国民 ID カードを正式に贈呈し、配布が開始されました。パンサー地区での配布後、ネパール政府は、予備調査段階では、3 段階に分けて全国に拡大する準備を始めていた。このプログラムは、政府の優先課題の一つであり、今後 4 年間と翌年の B. S. 2076/77 年(2019/20/21 年)におけるネパール政府のプログラムである。B. S. 2076/77 年(2019/20/21 年)の予算では、2 年以内に国民 ID カードを配布することが発表されていた。

目的

1. 国民 ID カードを提供するために必要なインフラを準備する。
2. 本人の個人識別のための ID 番号を別途提供するため。
3. 生体認証による多目的国民 ID カードを作成し、配布する。
4. ネパールに住むすべての人の個人情報を、国のデータレポジトリに含める。
5. 一つの ID カードで統合されたシステムにより、国民にサービスを提供することを目的としたシステムを開発する。
6. 必要に応じて、非居住者であるネパール人および外国人に ID カードを提供する。

1.5.14. National Planning Commission (NPC)

NPC は内閣府直轄の組織でその機能は以下の通り：

1. ネパール政府 (GoN)、各省庁に、定期的な計画、プログラム、プロジェクトの修正について助言する。
2. 大規模プロジェクトのフィージビリティスタディとマスタープランの開始について GoN に助言する。
3. 外国からの援助受け入れについて GoN、各省庁に助言する。
4. 企画提案の結果の査定を行う。

また、GoN は 1993 年 6 月 28 日の行政決定により、NPC に以下の役割と責任を課している。

1. 長期的な開発展望の枠組みの中で、開発基本方針を策定し、それに基づいて定期的な開発計画を作成する。
2. 内外の資源や国内外の技術を調査し、開発のペースを加速させるための提案を GoN に提案する。
3. 国の経済状況を踏まえた上で、持続可能な開発のための革新的なアプローチを模索する。
4. 年次プログラムを策定し、その実施において GoN を支援する。
5. モニタリング・評価システムの制度構築、計画・プロジェクトの目標・支出に沿った実施状況のモニタリング、計画・プロジェクトの影響評価の実施について、GoN に助言する。
6. 各省庁、他機関、地方公共団体に指針、助言、提案を提供し、計画やプロジェクトの策定を支援する。
7. 新たな施策の評価や企画の練り直しに必要なデータを収集し、行動的に調査するための指針を提供する。

1999 年の金融管理規則 (FAR) では、NPC に以下の役割と責任を課している：

1. NPC は、予算編成に関する通達を出す前に、来年度の予算編成に関する政策目標と優先順位に関するガイドラインを MoF と他のすべてのライン省庁に提供しなければならない。
2. 各省庁の長官による地区レベルのプロジェクトの承認のための政策的枠組みを策定する。
3. 政府全般に渡るプロジェクトを承認する。
4. 12 月中に、来年度の開発プログラムに関する政策目標を設定する。
5. 現物または現金によるあらゆる援助の受け入れ、または海外援助の合意形成のためのアドバイスを GoN に提供する。

NPC は、上記の役割と責任を果たすために、様々な活動を実施してきた。これらの活動は以下の通りである：

1. 国家計画・立案機関であると同時に、NPC は国の経済開発・経済問題におけるリーダーであり、主要なアドバイザーである。すべての経済開発・経済政策やプログラムは、NPC の主導で、あるいは NPC の助言・勧告に基づいて施行されている。

2. NPC は、国の経済発展や経済全般の管理における重要な調整役である。
3. NPC は、経済発展政策やプログラムの実施において、積極的かつ積極的なファシリテーターとしての役割も担っている。経済政策やプログラムの実施において直面する課題や問題を解決するために、政府機関を支援することも多い。
4. NPC は、政策改革のパイオニアとしての役割を担ってきた。経済自由化やその他の改革プログラムの策定と実施を成功裏に先導してきた。
5. NPC は、国の経済発展を監視・評価する中央レベルの機関として機能している。
6. NPC は、国の経済問題と開発に関して、交流、普及、議論、相談のためのプラットフォームである。事務次官と NPC メンバーのオフィスで行われる会議は、国の発展のための重要なインプットとなる。

また、NPC は、国内の民間セクターの問題を分析し、解決策を見出すための機関としての役割も果たしている。NPC の下にある政策対話委員会は、政策実施の調整と民間部門が直面する様々な問題に対処するための効果的なフォーラムである。

NPC の二人の事務次官との面談では、本プロジェクトが 4 年ほどかかると GVE が提案したのに対して、2 年で金融包摂を目標にしてほしいとの要請があった。

1.5.15. Office of the Prime Minister and Council of Ministers

主な機能は以下の通り：

情報連携

1. 国家の安全保障や利益に関わる情報の収集・分析、監視・管理政策、基準・計画、規制業務の調整・促進を行う。
2. 国家の安全保障状況に関する情報の収集、分析、総合的な評価を行い、報告書を作成する。
3. 国境の安全、国境を越えた犯罪、国境侵犯、国境地帯の物理的・戦略的状況に関連する情報の収集と分析を促進する。
4. 国家安全保障会議を開催し、関係者を調整し、国家安全保障を促進する。
5. 平和と安全に関連する政策やプログラムの分析、見直し、改訂を行い、改善のための提案をする。
6. 平和と紛争管理に関する活動を調整する。
7. 国内研究部門の業務を監督、検査、管理、調整する。
8. 重要な人、場所、高速道路、建物、構造物のセキュリティ情報の収集と分析を容易にする。
9. その他、国家の安全保障や国益に関わる必要な業務を行う。

情報通信と海外との調整

1. Information Classification Committee の業務を調整・促進する。
2. 市民が情報へのアクセスを簡単かつ容易にするために、GoN の他の機関と連携してプログラムの策定と実施を促進する。

3. 事務局が発行する月刊誌、定期刊行物、年鑑の発行・管理する。
4. 情報公開法（B. S. 2064(2007/08)）に基づき、情報をリストアップし公開する。
5. 情報担当者として活動する。
6. 関係者、関係機関からの依頼情報の提供。
7. 二国間および多国間レベルにおける条約、協定または合意の実施を促進、調整および監視する。
8. ネパールが加盟している国際条約、協定、条文、その他の重要な文書、約束、指令、回覧を安全に管理し、文書の正当性を見た上で国立公文書館に送り、記録する。
9. ネパールと国交を樹立している国の大使が提出する地位証明書に関する活動を円滑に行う。
10. 国連総会参加代表団など、名誉ある首相が関わる様々な外国訪問の活動を調整する。
11. 首相の招きで政府首脳や特別な人物のネパール訪問を調整する。
12. その他、情報・通信・対外調整に関して指定された必要な業務を遂行すること。

統計データ：

1. 経済発展に関連する省庁/組織から閣僚会議の承認を得るために提出される政策について、調査、分析、意見を述べる。
2. 国が採用した投資、生産および雇用促進に関する政策を調査・分析し、その実施状況および経済全体に与える影響を説明する。
3. 国内外の研究機関から収集・公表された、国のマクロ経済部門に関連する情報、統計、主要指標を記録・分析する。
4. 先住民族や農業、工業、観光などの分野での統計を収集、分析する。

1.6. 調査内容

2022年11月20日にネパールで第2回総選挙が行われたため、GVEのネパール訪問は11月24日から12月3日の10日間に渡って行われた。訪問期間中、現地では全政府関係者、9つの銀行、1つのノンバンクを含む合計21のミーティングが行われた。（Appendix1 参照）

このGVE訪問で、ネパール政府関係者およびその他のステークホルダーは、本プロジェクトをフェーズ1プロジェクトとして実施することに強い関心を示している。フェーズ1とは、すべての携帯電話端末所有者に対して銀行口座を開設できるようにする、ファイナンシャル・インクルージョン、金融包摂を実現するプロジェクトと定義された。これは、2022年8月のNRBのCBDC報告書において、緊急のニーズとして定義されているものである。NPCと首相を始め、全ての関係当局者が、GVE訪問日から2年以内にフェーズ1プロジェクトを実施したいと表明している。

NPCとNRBは、特にGVEに対して、プロジェクトを加速させるための法規制を見直し、ロードマップを作成するよう要請した。

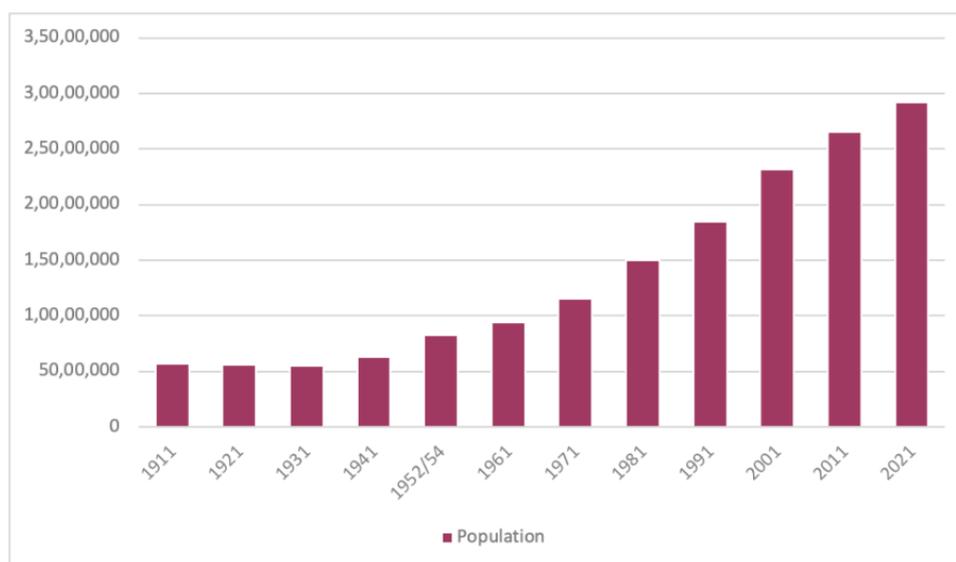
インタビューは、以下の I)～VI)の内容を中心に実施した。ネパール訪問後に NRB からネパール語での関連法律および規則資料が送られてきて、その資料の英訳化と現場でのインタビュー内容を GCI など外部アドバイザーがフォローし、GVE がオンラインで追加インタビューを実施した。

- I. 決済業務に必要な情報の収集
 - a. ネパールにおける決済・支払いシステムの概要と課題
 - i. ネパール決済システムの概要、整備状況、整備計画の確認
 - ii. ネパールにおける個人間決済と銀行間決済の需給予測
 - iii. ネパール決済システムにおける料金体系、実施機関、方法の確認
 - 1. 国内外企業の当該事業への関心・動向の確認
 - 2. ネパールの社会・経済状況
- II. ネパールの法規制（決済・PPP 関連）について
 - a. ネパールの決済システム関連法規の確認
 - i. 金融に関連する法制度の整備状況
 - ii. 決済に関わる法制度の整備状況
 - iii. 通信に関連する法制度の整備状況
 - iv. 個人情報の取り扱いに関する法制度の整備状況
 - v. 導入・実施にあたっての課題
 - b. ネパールにおける PPP 法規制と関連法制度の確認
 - i. 海外からの投資および借入に関する法規制の状況
 - ii. PPP・インフラ関連法規制の状況
 - iii. 外国為替および外貨送金に関連する法規制の状況
- III. プロジェクト実施体制の検討
 - a. 本事業プロジェクトにおける官民の役割と資金配分
 - b. 本事業の事業構造・組織形態・実施体制の検討
 - c. 本事業に関わる関係者間の交渉・合意の状況
- IV. 主要ステークホルダーの実装能力およびビジネスプランの概要と初期分析
 - a. 主要ステークホルダーの役割と実施能力の分析
 - b. 事業計画の概要
- V. ビジネスリスクの初期分析
 - a. 事業実施に関わるリスク評価、分析、リスク分担の初回検討
- VI. 初期設計・技術企画
 - a. サーバーなどの設備投資の検討
 - b. プロジェクト経費の初期検討・設定
 - c. システム構築のための技術要件の確認
 - d. 初期検討と運用・保守コストの決定
 - e. 総事業費の概算の算出

2. ネパールの社会経済状況の概要

2.1. 人口動態

2021年国勢調査報告によると¹¹、ネパールの人口は29,192,480人に達し、2011年の人口と比較して2,697,976人の増加となっている。2011年以降、ネパールの人口は10.18%増加したが、年平均成長率は0.93%で、2011年の1.35%から減少している。人口増加率の低下は、出生率の低下、移住の増加、公衆衛生、都市化など、いくつかの要因の結果である。ネパールの出生率は年々低下しており、2011年の2.51から2021年には1.853に低下している。また、生活費の増加や親の就労などにより、平均家族規模は2011年の4.88人から2021年には4.33人に減少している。



出典: Nepal Economic Forum. Key highlights from the Census Report 2021, 2021,
<https://nepaleconomicforum.org/key-highlights-from-the-census-report-2021/>

図 2 ネパール国の人口推移

2.2. 経済・政治情勢

2.2.1. 経済

外務省が発表したネパールの経済状況データによると¹²、主要産業は農業・林業、貿易・卸売、運輸・通信で、GDP（名目）は4兆2,663億NPR（約361億アメリカ合衆国・ドル(USD)）（2021

¹¹ National Statistical Office. Preliminary Report of National Population 2021, 2021

¹² Ministry of Foreign Affairs of Japan. Nepal basic data, 2023,
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html>

年)、国民1人あたり GDP は 142,411NPR (約 1,208USD) (2021 年)、GDP 実質成長率は 4.2% (2021 年)、インフレ率は 4.1% (2021 年)であった。

外貨準備高は約 96.6 億米ドル (2021 年)、債務償還率は 8.2% (2019 年)、貿易総額のうち、輸出額は 1,411 億 2000 万 NPR (2020/2021 年) で、主に大豆油、糸、ウールカーペット、ジュート製品、カルダモンなど。主な貿易相手国は、インド、米国、ドイツ、英国、トルコ、中国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦である。

経済構造としては、農林水産業が GDP の約 25.8%、労働人口の約 64%を占めている。これらのほとんどは農村部に住んでいる。

2.2.2. 政治状況

1996 年以降、ネパール統一共産党の毛沢東派が武力闘争を続けてきたが、2006 年に包括和平が成立し、王制を廃止して連邦民主共和制に移行した。

その後も政情不安は続き、結局 2015 年に新憲法が公布された。

2020 年、与党ネパール共産党内 (NCP) の派閥争いの末、バンドリ大統領は下院議会を解散したが、ネパール最高裁により違憲とされた。

2021 年 5 月、オリ首相 (ネパール共産党マルクス・レーニン主義派 (UML)) は信任投票に敗れて辞任に追い込まれ、連立政権樹立に失敗した後、バンドリ大統領が首相に再任したが、その後再び下院を解散した。

最高裁はこれを違憲と判断し、ネパール会議派 (NC) を中心とする連合が議会で最大勢力となり、シェル・バハドゥール・ドゥバが首相に任命されるに至った。

2022 年 11 月、第 2 回総選挙が行われ、ネパール共産党統一毛沢東主義派 (MC) と UML の連立政権が成立し、プシュパ・カマル・ダハル (プラチャンダ) 氏が 2022 年 12 月 26 日新首相に就任した。

2023 年 1 月、議会での多数決により、プラチャンダ氏が新しい首相として承認された。

2.3. 金融インフラ

現在、NCHL がネパールの金融インフラを支える重要な役割を担っている。

NCHL は 2008 年 12 月 23 日に設立された有限責任会社で、NRB が 10%を出資している。残りの 90%の株主は、商業銀行、開発銀行、その他金融機関である。NCHL は、銀行・金融機関が多額の多重インフラ投資をすることなく金融サービスを提供できるよう、決済インフラを提供し、銀行・金融機関が効率性と生産性を向上させながら顧客に新しい金融サービスを提供できることを目的として設立された。

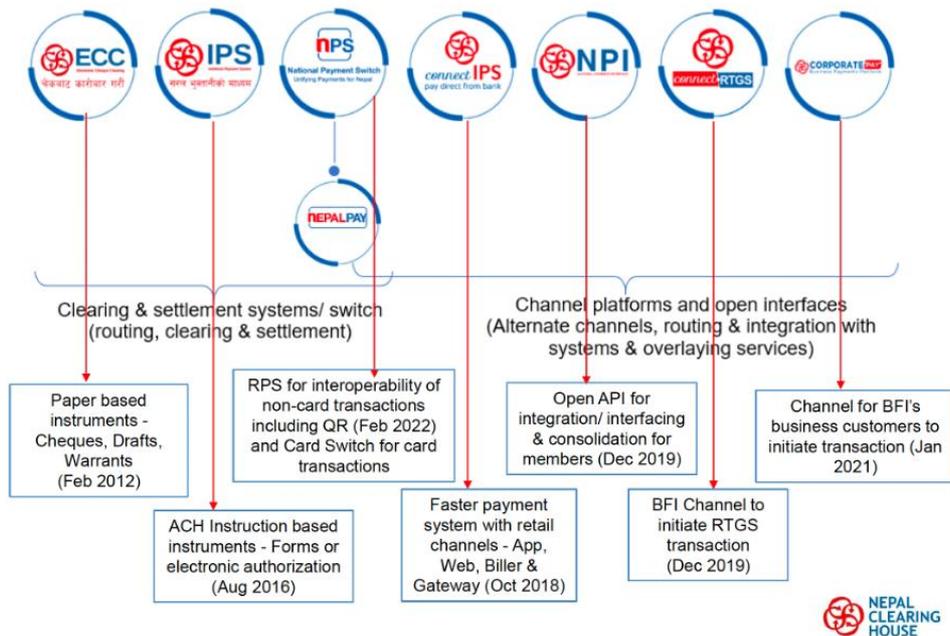
NCHL は、ネパールに効率の良い決済システムを構築するという戦略的目標を掲げており、長期

的には、ネパールの電子決済と金融取引を促進するための国内決済ゲートウェイを確立することを目指している。現在、電子小切手決済（NCHL-ECC）、銀行間決済システム（NCHL-IPS）、connectIPS 電子決済システムというシステムが稼働している。

NCHL-ECC システムは、小切手の画像を安全な媒体を通じて電子的に転送するもので、銀行や手形交換所間で紙の小切手を移動させる従来の物理的な手順を完全に置き換えた。銀行と顧客の双方にとって、時間のかかる手作業によるチェック作業が大幅に軽減した。

NCHL-IPS システムは、加盟 BFI のある口座から別の口座への安全かつ効率的な資金移動手段を提供し、ダイレクトクレジット（支払い）およびダイレクトデビット（回収）関連の取引に対応している。これは、GVE 社のプラットフォームと同じ設計思想である。

connectIPS 電子決済システムは、オンライン送金（P2P）、税金の支払、デビット支払、支払処理（電子商取引支払）を容易にする、標準化された単一の決済プラットフォームである。すべての支払いは、顧客の銀行口座から、直接、処理されている。



出典：Nepal Clearing House Ltd. (NCHL). NCHL Overview Presentation - For JICA, 2022,

P. 4

図 3 NCHL Products & Services

各 BFI は、参加メンバー、すなわちユーザーとして NCHL に登録され、その支払取引と清算業務に責任を持つ。NCHL-IPS および connectIPS 電子決済システムでは、他のノンバンク機関が間接的または技術的なメンバーとして登録し、支払取引を開始できるよう、現在開発とメンテナンスが行われている。

各システムの料金については、下表を NCHL から取得した。

表 3 NCHL-ECC 取引手数料一覧 (2020 年 7 月 16 日)

Transaction Fees Details

S.No.	Details	Transaction Amount Based Slab (Fees in NPR)			
		Up to 500	>500-50K	>50K-2L	> 2L
1	Regular Clearing (NPR)	-	5	10	15
2	Regular Clearing (FCY)			15	
3	Express Clearing			100	
4	High Value Clearing			100	

Other Fees/ Charges

S.No.	Other Fees	Session	Session Currency	Liabile Party	Fees (NPR)
1	Bank Session Extension Fee	Regular	All	Requesting Member	5,000
2	Last Minute Presentment Penalty	Regular	All	Presenting Member	200
3	Express Cheque Transaction Timeout	Express	All	Paying Member	200
4	High Value Cheque Transaction Timeout	High Value	All	Paying Member	100
5	National Archive System Charge	All	All	Requesting Member	200
6	Cheque Return Fee	All	All		0 / 100

出典: Nepal Clearing House Ltd. (NCHL). NCHL-ECC Transaction Fees Schedule Effective from 16th July 2020 (1st Shrawan 2077), 2020, <https://nchl.com.np/storage/uploads/DownloadfeesandchargesofNCHL-ECC.pdf>

表 4 NCHL-IPS 取引手数料一覧 (2020 年 7 月 16 日)

Transaction Fees Details

S.No.	Price Scheme	Transaction Amount Based Slab		
		Up to 500	>500-50K	>50K
1	NPR Transactions (Fee in NPR)-Others	2	5	10
2	NPR Transactions (Fee in NPR) PFDS and PFSA	10		
3	FCY Transactions (Fee in NPR)	10		

* For Dividend payments, the transaction fee will be waived for transaction amount up to NRs 100.

S.No	Product/ Purpose	Code	Txn Type	Who Pays	Txn Type	Who Pays
1	Customer Transfer	CUST	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
2	Supplier Party Payment	SUPP	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
3	Treasury Payment	TREA	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
4	Government Payment	GOVT	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
5	Remittance Payment-International	REMI	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
6	Domestic Remittance	REMD	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
7	Dividend Payment	DIVI	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
8	IPO Refund Payment	IPOR	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
9	Salary Payment	SALA	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
10	Salary Payment Corporate	SALC	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
11	Insurance Payment	INSU	Direct Credit	Debtor (ODFI)	Direct Debit	Creditor (ODFI)
12	Installment Payment	INSM	Direct Credit	Debtor (ODFI)	Direct Debit	Creditor (ODFI)
13	Credit Card Payment	CCRD	Direct Credit	Debtor (ODFI)	Direct Debit	Debtor (RDFI)
14	Fees Payment	FEEO	Direct Credit	Debtor (ODFI)	Direct Debit	Debtor (RDFI)
15	Collection Payment	COLL	Direct Credit	Debtor (ODFI)	Direct Debit	Creditor (ODFI)
16	Social Security Payment	SSBE	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
17	Pension Payment	PENS	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
18	Investment & Securities	INVS	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
19	Provident Fund Saving	PFDS	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
20	PF Disbursement	PFSA	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
21	Government To Government Payment	G2GP	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
22	SSF Collection Payment	SSFC	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
23	Government Revenue Related Payments	GREV	Direct Credit	Debtor (ODFI)		
24	Commercial Payment	COMC	Direct Credit	Creditor (RDFI)		
25	Settlement Payments	STLM	Direct Credit	Debtor (ODFI)		

Other Charges

S.No	Other Charge	Charge	Who Pays
1	Return Fee	0/ 100	Transaction Originator (ODFI) based on Return Reason
2	Cancellation Fee	100	Transaction Originator (ODFI)
3	Rollover Fee	Txn Fee	Transaction Receiver (RDFI)
4	Auto Rejection	2 x Txn Fee	Transaction Receiver (RDFI)
5	Unwind Fee	100	Requesting member
6	Session Extension	5,000/ 30Mins	Requesting member

Other Fees

S.No.	Other Fee	Charge (NRs)	Who Pays
1	Archive Fee	200 / txn	Requesting member

出典: Nepal Clearing House Ltd. (NCHL). NCHL-IPS Transaction Fees Schedule Effective from 16th

July 2020 (1st Shrawan 2077), 2020,

<https://nchl.com.np/storage/uploads/DownloadfeesandchargesofNCHL-IPS.pdf>

表 5 connect IPS 取引手数料一覧 (2023 年 1 月 15 日)

Transaction Fee			
S. N.	Industry	Per Transaction	Remarks
1	Fund Transfer	Slab Based (Rs. 2-8)	Liability on Debtor
2	Special Creditors/Merchants	Slab Based (Rs. 2-8)	Liability on Debtor or Creditor*
3	GoN Payments including Tax	Slab Based (Rs. 2-5)	Liability on Debtor

General Transaction Fee Slab Based (Rs. 2-8)		
S. N.	Transaction Amount (Rs.)	Transaction Fee (Rs.)
1	Upto - 500	2
2	Above 500-5,000	4
3	Above 5,000	8

GoN Payment Transaction Fee Slab Based (Rs. 2-5)		
S. N.	Transaction Amount (Rs.)	Transaction Fee (Rs.)
1	Upto - 10,000	2
2	Above 10,000	5

出典: Nepal Clearing House Ltd. (NCHL). connect IPS (RPS) Transaction Fee Schedule Effective from 15th January 2023 (1st Magh 2079), 2023,
[https://nchl.com.np/storage/uploads/Download_fees_and_charges_of_connectIPSe-Payment\[Updated\].pdf](https://nchl.com.np/storage/uploads/Download_fees_and_charges_of_connectIPSe-Payment[Updated].pdf)

2.4. ネパールにおける CBDC プラットフォーム導入の必要性

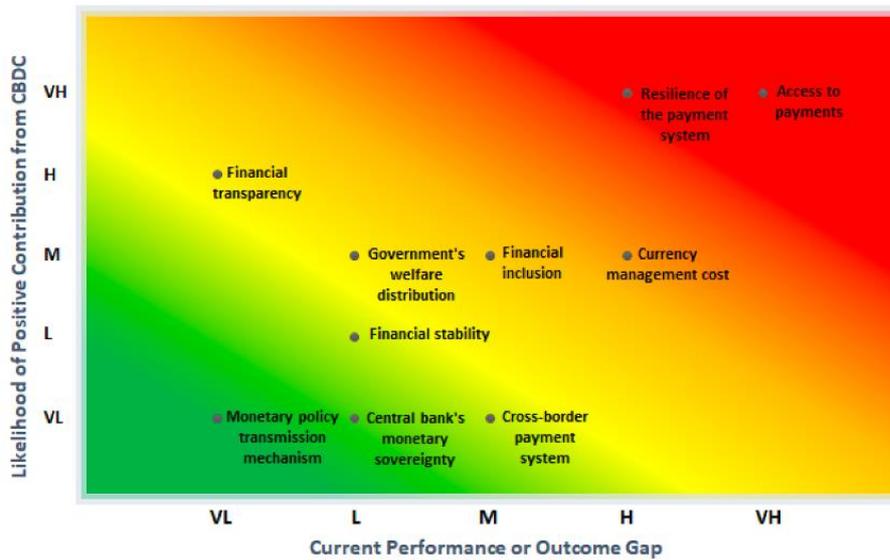
中央銀行が CBDC を検討する動機となる主な政策目的は以下の通り¹³ :

1. 支払い・決済へのアクセスの改善
2. 決済システムのレジリエンス (耐障害性) 強化
3. 金融包摂の推進
4. 生活保護支援金の配布の利便性向上
5. 法定通貨の発行、管理、流通コストの削減
6. 中央銀行の発行する法定通貨主権及び通貨発行益 (シノレッジ) の維持
7. 決済の透明性の確保
8. クロスボーダー決済の効率化、コスト削減
9. 金融政策の伝達メカニズムの改善
10. 金融安定化 (Financial Stability) の推進

上記の主要な政策目的のうち、NRB は、現在の決済インフラが政策目的を達成できるか、政策目的に対する CBDC の導入が政策目的を達成できるかという 2 つの指標を持っている。段階 (非常に低い (VL)、低い (L)、中程度 (M)、高い (H)、非常に高い (VH) 等) のリッカート尺度で評価したレポートを NRB は 2022 年 8 月に発表している。評価に基づいた、政策目標を二次元にブ

¹³ Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022

ロットし、ヒートマップになったものは以下の通り。



Source: Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P. 54

図 4 CBDC 政策目標のヒートマップ

このヒートマップは、赤色が多いほど、NRB の重要性・緊急性が高いことを表している。

上位 4 つの政策目標は、決済へのアクセスの改善、決済システムのレジリエンス（耐障害性）の強化、金融包摂の促進、通貨管理コストの削減である。NRB が定義する CBDC は、JICA と GVE が進めている即時決済デジタルプラットフォームプロジェクトの定義と同じである。

2.4.1. 決済アクセスの改善

表 6 ネパールにおける銀行のプレゼンス

Indicators	2018 Mid-Jul	2019 Mid-Jul	2020 Mid-Jul	2021 Mid-Jul	2022 Mid-July
No. of BFIs (A, B, C, E) ⁷	86	81	70	63	60
No. of MFIs (D) ⁸	65	90	85	70	65
No. of Branches of BFIs (A, B, C)	4202	5057	5708	5998	6394
No. of Branches of MFIs (D)	2448	3629	4057	4685	5134
No. of Branchless Banking Centers	1285	1530	1574	1706	1548
No. of ATMs	2791	3316	4106	4325	4602

出典: Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P.41

この表から、直近4年間のBFIsの支店数が4,202支店から6,394支店の2,192支店(+50%)増えていることがわかる。2022年7月現在、まだ銀行サービスがない地方自治体もあり、ATMの設置も限られている。また、ATMがある地域でもATMの故障が頻発し、決済に支障をきたすケースがある。このように、現在の決済インフラはこれらの政策目標を達成したとは言い難く、CBDC導入の必要性は非常に高いとこのレポートは指摘している。

政府傘下の通信サービスプロバイダーであるNTAは、同社の4G/LTEサービスが2021年7月中旬までに77地区から720の地方レベルに到達したと報告している。

NTAは2021年9月時点で、インターネット加入者数は3,345万人、携帯電話加入者数は2G/3Gが3,999万人、4Gが1,217万人、携帯電話加入率は人口比で139.4%であると発表している。¹⁴同様に民間キャリアのNcellは、2020年7月時点で農村部のインターネット接続率は58.92%、加入者数は1,576万人であると発表している。¹⁵ネパールの農村人口は23,725,239人であるが、ほとんどの世帯が携帯電話で繋がれていると推測される。CBDCは決済取引に携帯電話網インターネットに繋がるデジタルプラットフォームを利用するため、ネパールのデジタルコネクティビティの進展に伴い、全ての住民が決済へのアクセスを可能にできると考えられる。

また、上記のデータはすべて、ネパールが全ての住民への決済へのアクセスを改善するために、

¹⁴ ITU World Telecommunication. ICT Indicators Database, 2015, <https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/nepal/detail.html>

¹⁵ Ncell. Ncell Sustainability Report FY 2019-2020, 2020, https://webapi.ncell.axiata.com/upload/SustainabilityReport/Sustainability_and_National_Contribution_Report_for_FY_2019_2020.pdf

ユーザー側のデバイスとして、携帯電話を使用することが理にかなっていることを示している。

2.4.2. 決済システムのレジリエンス（耐障害性）強化

取引当事者間のシームレスな資金移動を実現するためには、弾力的な決済システムが必要である。

現在のネパールの電子決済システム、電力部門のインフラ、銀行の支店やATMの増加、民間のデジタル決済サービスは、決済システム全体の耐障害性を支えようとしているが、民間部門のインフラの質と機能に大きく依存している。そして、これらのインフラの中には頻繁にサーバーダウンするものもあり、NRBのシステムに24時間アクセスできるわけではなく、営業時間内にしかアクセスできず、理想からかけ離れた現実である。

これに対し、モバイルネットワークは、24時間、365日稼働しており、時々停電が起こる電力の送電よりも信頼性が高い。つまり、携帯電話による決済は、カードやATMを使った現金決済よりも、決済システムとして信頼性が高く、すでに存在するものでさえ耐障害性が高いと言える。

しかしながら、the Cyber Crime Bureauのナビンダ・アリアル警視総監によると、年間1万件以上のサイバー犯罪が報告されている。そのほとんどが海外からの攻撃であるため、より高度なセキュリティが必要と認識している。

そのため、GVEのEXCプラットフォームが、決済システムの耐障害性を高めるという、認識・理解がされた。

2.4.3. 金融包摂の推進

表 7 ネパールの金融アクセス指標

Indicators (related to A, B, and C)	2018 Mid-Jul	2019 Mid-Jul	2020 Mid-Jul	2021 Mid-Jul	2022 Mid-July
No. of Deposit Account	23544859	27866505	32454204	37770985	44971969
No. of Loan Account	1301010	1439648	1544059	1702195	1829044
No. of Branchless Banking Customers	130660	168307	193607	230154	283480
No. of Mobile Banking Customers	5086069	8347187	11306797	14194839	18307255
No. of Internet Banking Customers	834302	917344	1031227	1160321	1684310
Population Per Branch of BFIs	6859	5776	5255	5065	4566

出典: Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P.44

金融包摂の指標を示す銀行口座に対するアセス数は、過去5年間で進展していることを示して

いるのが上記の表である。NRBによるとネパールの人口の67.3%が少なくとも1つの銀行口座を持っていると推定され、預金口座数の増加は、政府の銀行口座開設キャンペーン、社会保障給付を受けるための銀行口座の必要性、銀行支店の地方への拡大、銀行支店数の拡大、株式市場での株取引に銀行口座が必要であることなどが要因と考えられている¹⁶。

2019年のNRB調査では、39.1%¹⁷の人が銀行口座を持たないことが報告されている。

NRBの2022-2026年中期戦略計画では、銀行の戦略的方向性としてレジリエント（耐障害性）をもったシステムの早期導入とインクルーシブな金融（金融包摂な）システムの導入を掲げており、この戦略計画に基づき、今後5年間で複数の金融包摂イニシアチブを実施する予定である。

CBDCが導入されれば、金融機関はCBDCのプラットフォームを利用して、低コストで効率的にターゲット顧客に金融サービスを提供できるほか、金融サービスを提供するターゲットグループの特定にも役立つことができる。（第5章参照）

金融サービスへのアクセスは広まりつつあるが、CBDCは金融包摂を促進することが期待できる。

2.4.4. 通貨管理コストの削減

ネパールの銀行券の流通量は年々増加しています。

表 8 流通している紙幣量

Period	Banknote Circulation		
	Total (Rs. Mn)	Growth (Rs. Mn)	Growth (in %)
2013 Jul	229,021.7	29,851.4	14.99
2014 Jul	266,890.0	37,868.3	16.53
2015 Jul	315,542.5	48,652.5	18.23
2016 Jul	381,512.0	65,969.5	20.91
2017 Jul	422,903.4	41,391.4	10.85
2018 Jul	486,214.1	63,310.8	14.97
2019 Jul	503,250.2	17,036.0	3.50
2020 Jul	579,708.8	76,458.6	15.19
2021 Jul	669,513.8	89,805.0	15.49
2022 Jul	632,470.0	(37,043.8)	(5.53)
Average growth of the last 10 years		12.51	

出典: Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate

¹⁶ Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P.44

¹⁷ Nepal Rastra Bank. State of Financial Inclusion in Nepal, 2019

policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation, 2022, P. 46, <https://www.nrb.org.np/contents/uploads/2022/10/CBDC-for-Nepal.pdf>

銀行券の流通量は、過去 10 年間で年平均 12.51%増加している。ネパール全土に十分な量の銀行券を供給し、安全で健全な決済システムを確保することは、NRB の法的義務である。しかし、NRB は銀行券の印刷設備を持たず、中国など海外の業者に委託している。そのため、自前で偽札を検査することはできない。それぞれの銀行は銀行券の印刷に毎年数百万ネパール・ルピーを支払い、印刷費用に加えて、保険、輸送、人件費、全国で運営されている銀行券預託所への通貨の移動を管理するためのセキュリティの手配に毎年巨額を支払っている。

表 9 NRB の紙幣印刷・配布費用

Fiscal Year	Note Printing Cost (Rs. in Mn)	Fund Transfer Cost (Rs. in Mn)	Total Cost (Rs. in Mn)	Growth Rate of Total Cost (%)
2017/18	947.4	47.3	994.8	1.03
2018/19	853.8	46.3	900.1	-9.52
2019/20	837.7	36.4	874.1	-2.89
2020/21	1639.4	30.6	1669.9	91.06
2021/22	2403.7	32.8	2436.6	45.90
Total	6682.0	193.4	6875.5	25.12
Annual Average	1336.4	38.7	1375.1	

出典: Nepal Rastra Bank. Central Bank Digital Currency (CBDC): identifying appropriate policy goals and design for Nepal. A Concept Report (Released for Public Consultation), 2022, P. 47, <https://www.nrb.org.np/contents/uploads/2022/10/CBDC-for-Nepal.pdf>

2021 年/2022 年にかけての年度の場合、紙幣印刷の年間コストは 24 億 370 万 NPR、資金移動のコストは 3,280 万 NPR、NRB の総コストは 24 億 3,660 万 NPR であった。NPR1=USD 0.0077 とすると、1,876 万ドルである。それゆえ、ネパールの紙幣需要の増加に伴う現金印刷および流通コストの節約だけを考慮しても、CBDC の導入は NRB にとって有益である。NRB は紙幣印刷施設を持っておらず、現行の鑄造施設では現行通貨を十分に鑄造する能力も保有していない。そのため、通貨管理の増加するコストが重要な要素となっている。CBDC を導入することで、NRB は通貨管理コストを抑制することが可能となる。

2.5. ネパールにおける関連する法制・税制の概要

本項においては、2023 年 4 月 11 日現在におけるネパールの関連法制・税制について概説する。

2.5.1. ネパールにおける決済・送金法制の概要

2.5.1.1. 関連する現行法令等とその概要

関連する現行法令等として以下が挙げられる。(1) B. S. 2064 年(2008 年)マネー・ローンダリング対策法(以下「マネー・ローンダリング対策法」)、(2) B. S. 2075 年(2019 年)支払及び決済法(以下「支払・決済法」)、(3) B. S. 2073 年(2019 年)マネー・ローンダリング対策規則(以下「マネー・ローンダリング対策規則」)、(4) B. S. 2077 年(2020 年)支払及び決済細則(以下「支払・決済細則」)、(5) B. S. 2023 年支払関連事業を運営する機関に対する免許方針(以下「支払免許方針」)、(6)ネパール中央銀行(NRB)「支払システムの監視枠組み」、(7)2019 年即時グロス決済システム規則(以下「RTGS 規則」)、(8)ネパール支払システム整備戦略、(9)2019 年リテール支払戦略、(10)ネパール中央銀行(NRB) B. S. 2079 年(2023 年)支払システム統合指令(以下「PS 統合指令」)、(11)「中央銀行デジタル通貨(CBDC)：ネパールのための適切な政策目標・設計の特定」

各法令等の概要は以下のとおりである。

(1) マネー・ローンダリング対策法

犯罪により得られた金銭又は資産の洗浄活動の防止、抑制を目的とする法律。銀行及び金融機関に対し、顧客データ及び取引データの記録を取引日から少なくとも 5 年間保持することを求めている。また、同法は、疑わしい取引や一定の基準値を超える取引に対する調査を定めている。同法はまた、銀行や金融機関に対し、疑わしい取引を NRB の金融情報機関(FIU)に報告する義務を課している。

(2) 支払・決済法

ネパールにおける決済システムの整備、規制、監督、検査及び監視を目的とする法律。同法は、支払システム運営者(PSO)及び支払事業者(PSP)の設立について規定している。同法は更に PSO 及び PSP の義務及び責任についても規定している。同法によれば、PSO 又は PSP として事業を行う場合、NRB から免許を取得する必要がある。加えて、大口決済のための即時グロス決済システム(Real Time Gross Settlement System ; 「RTGS」)についても規定している。更に、安全で効率的な決済システムのための調整役、仲介者及び紛争処理者の役割を担う国家決済委員会の設置についても規定されている。

(3) マネー・ローンダリング対策規則

マネー・ローンダリング対策法に基づく委任立法。同規則では、金融機関は、マネー・ローンダリング対策当局のウェブサイトにも名前が公表された企業との取引を停止しなければならないとされる。また、同規則上、マネー・ローンダリング対策当局は金融機関に対し、当該金融機関がマネー・ローンダリング対策関連の法律を遵守しているかどうかを検証するため、検査を行うことができることとされている。

(4) 支払・決済細則

支払・決済法に基づく委任立法。支払・決済法の規定をより詳細に規定している。同細則は、支払システムに関与する機関の設立及び免許付与の要件並びに支払取引、取引限度額、及び手数料に関して定めている。また、顧客保護に関して定めるとともに、最低限の安全及びプライバシーを義務づけている。同細則は更に、これらの機関(PSO 及び PSP を含む。)の M&A に関する規定も設けている。また、これらの機関が公開会社として上場している場合には、少なくとも 20%の株式を一般公衆向けに発行することを義務づけている。

(5) 支払免許方針

支払に関連する機能並びに関連する手段及び取引を運営する機関/機構に免許を発行するために NRB により策定されたもの。支払免許方針の規定は、ネパールで設立され海外で活動する機関及び海外で設立されネパールで活動する機関のいずれに対しても適用される。支払免許方針は、意向表明書、免許、及び免許更新の取得のための要件について定めている。更に、支払免許方針は、カードを除く他の支払手段を通じて事業を行う PSP に必要な払込済資本を 5,000 万 NPR、カードを含む全ての支払手段を通じて事業を行う PSP に必要な払込済資本を 2,500 万 NPR と定める。また、PSO に必要な最低払込済資本は 4,000 万 NPR であり、ネパールで発行された支払手段を通じてネパール国外で支払取引を行う PSO に必要な最低払込済資本を 8,000 万 NPR と定めている。

(6) 支払システムの監視枠組み

金融の安定性の促進のために安全性、効率性及び信頼性を確保するため、支払システム機関に関して NPB が策定した基準。

NRB は、国際基準に従ってネパールの支払システムを監視・規制する責任を負っている。NRB は、オフサイト監督、オンサイトでの特別な検査を通じて、支払システム機関を監督する。公共の信頼の確保のために NRB が執ることのできる監視措置には、警告の発出、罰則の適用、免許の取消、及び違反の場合の法的措置が含まれる。

(7) RTGS 規則

NRB の RTGS の参加者が遵守すべきものとして NRB が定めた規則。同規則によれば、RTGS 参加者となろうとする金融機関は NRB に対して申請する必要がある。同規則によると、全ての銀行及び金融機関が、直接参加者、間接参加者及び特別参加者として、RTGS に参加できる。

同規則は、システム上重要な緊急の決済に関するこれまでの全ての規則及び慣行に代わるものである。同規則は、参加者の権利義務を規定するとともに、通常を送金処理と一定の重要な例外的条件の処理に対応している。同規則は NRB によって改訂・更新されるが、参加者がその組織及び業務に適応させることができるよう、各バージョンは事前に公表される。

(8) ネパール支払システム整備戦略

ネパールの国家決済システム(NPS)を安全かつ効率的に整備するための戦略をまとめたもの。支払システムが同国の金融システム及び経済成長にとって不可欠であるものとして位置づけている。ネパール支払システム整備戦略は、NRB に対して NPS 整備の戦略的アプローチを提案し、ネパール NPS の将来構想を概説している。ネパール支払システム整備戦略では、国際的に認められた原則及び運用に焦点を当て、一定の状況に照らして詳述する。同戦略は、NRB が、NPS(支払手段、支払インフラ、電子振替証券システム、金融機関、非金融機関、市場取極、法律、基準、規則及び手続から構成される)の健全性を確保するとしている。同戦略では NPS のさまざまな側面をカバーする 9 つの柱についても記述しており、これには、法的枠組み、決済機構、リテール支払システム、政府取引、証券保管機関、清算・決済、短期金融市場、国際送金、監視及び協力が含まれる。

(9) 2019 年リテール支払戦略

NRB が世界銀行グループの協力のもとで策定。同戦略は、ネパールにおけるデジタル支払サービスの整備と普及を可能とするための枠組みの構築を目的としている。同戦略の主要な構成要素は、法令上の枠組みの強化、デジタル・リテール決済システムの深化、取引口座への政府支払及び送金支払の促進、中央銀行通貨による決済、金融意識の向上、エンドポイントの安全性の監視、及び関連当局との調整である。

(10) PS 統合指令

支払関連業務の免許を取得した全ての機関を規制することを目的として NRB が定めた指令。同指令は、(a) 電子支払カードの運用、(b) 電気通信ネットワークを通じた現地通貨による金融サービスの運用、(c) 電子支払システムの提供時に従うべき安全に関する取極、(d) 決済銀行、(e) 電子的方法による場合の取引制限及び義務、(f) 年次財務諸表の公表前の承認、(g) RTGS システムの運用、(h) 支店のない銀行サービス、(i) 統計情報、(j) コーポレート・ガバナンス、(k) リスク管理、(l) 顧客利益の保護、(m) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策及び(n) その他の各種取極に関する規定を設けている。

(11) 「中央銀行デジタル通貨(CBDC)：ネパールのための適切な政策目標・設計の特定」

NRB は CBDC に関する予備的研究を行うためにハイレベルの委員会を設置しており、研究タスクフォースが作成した報告書において、多くの中央銀行が CBDC を探求する動機、解決すべき基礎的な課題、出現しうる課題及び利用可能な設計の選択肢が検討された。この研究では、ネパールにおいて十分に達成されていない政策目標を特定し、今後の指針を示している。この報告書では、法令上の枠組み、能力開発、インフラ整備、普及に向けた利便性など、重要な基礎的課題に関して望ましい状況を作り出すことを推奨している。国際決済銀行(BIS)は、CBDC の手段、基礎となるシステム及び制度的枠組みの有すべき 14 の中核特徴を示している。また、CBDC の従うべ

き3つの重要な基礎原則は、CBDCの他の政策的使命を害さないこと、他の形態の通貨を置き換えないこと、決済システム全体におけるより幅広い革新と効率化を促進することとされている。この研究においては、10の主要な政策目標に対する現在の実績水準を分析した上で、十分に達成されていない政策目標を特定し、CBDCがこれらの目標達成に向けて貢献しうる可能性について検討を行っている。

2.5.1.2. GVEの事業構造

GVEは、デジタル取引のためのプラットフォームを提供する即時決済システムの整備を目指している。GVEの行う事業においては、銀行及び金融機関向けのセキュアなクラウド・ベースのプラットフォーム並びにデジタル取引のためのデジタルウォレットが提供される。この事業の実施に際して、GVEは、当該プラットフォームを通じた相互識別機能、認証機能及び電子マネー機能(デジタルバンキング)を用いる。

2.5.1.3. ネパールにおける決済・送金事業の概要

前記の現行法令等は、ネパールにおける支払・決済サービス及び送金サービスを規制する法令である。ネパール政府、NPB及びその他の関連当局は、ネパールにおける支払・決済システムを整備し、拡大し、促進し、監督し、及び規制するために現行法令を定めている。もっとも、現行の支払・決済サービス及び送金サービスに関する現行法令は、クロス・ボーダー取引よりも国内取引を規制することに重点を置いている。

法令に従ってPSO及びPSPとして事業を行うための免許を取得することで、ネパールにおける事業を行うことができるようになる。免許を得てネパールにおいて事業を行うPSO・PSPは、現行の法令上の義務を遵守する必要がある。

2.5.1.4. GVEの事業

PSPは、顧客に支払サービスを提供する組織と定義され、物品、役務、財産、その他の負債に関連する事業における機関と顧客の間での支払、国内及び国際の資金移動又は電子的方法による支払を行う組織が含まれる(支払・決済法2条(L))。更に、支払免許方針では、「この目的においてPSPとして分類される機関は、電子的方法による支払業務を提供する機関、国内送金業務を行う機関、及び物品と役務の両方の請求書の支払を目的として設立され、これらの支払関連サービスの提供において顧客との直接的関係を有する機関」とされる。

また、PSOは、支払の運営、管理及び清算に関連する事業を行う組織と定義され、清算機関、電子カード、その他のオンライン・デジタル支払システムを運営する組織が含まれる(支払・決済法2条(K))。支払システムとは、支払手段を通じた顧客、機関又は銀行間の債権債務の支払、清算又は決済を行うシステムとして定義される(支払・決済法2条(j))。更に、支払免許方針では、「PSOに分類される機関は、支払事業の運営、管理及び清算を目的として設立されたものであり、清算機関、電子カードその他の電子支払ネットワークを運営する機関を含む。」とされる。

前記のとおり、GVE は、銀行及び金融機関にセキュアなクラウド・ベースのプラットフォームを提供するとともに、デジタル取引のためのデジタルウォレットを提供する事業を行う。クラウド・ベースのプラットフォームはオンライン/デジタル・システムとされ、更に、GVE の事業が支払の管理及び清算を行うことから、GVE は支払システム運営者(PSO)に該当すると考えられる。

2.5.1.5. 参入規制

支払及び決済に関連するネパールの現行法令は、支払・決済業務を行う機関を2つのカテゴリーに分類する。すなわち、(a)支払事業者(PSP)及び(b)支払システム運営者(PSO)である。PSP 又は PSO として事業を行おうとする事業体は、NRB から関連する免許を取得する必要がある。

前記のとおり、GVE の想定する事業活動は PSO に分類されると考えられるため、GVE はその事業開始のためには PSO 免許を取得する必要があることになる。いかなる事業体も NRB から関連する免許を取得することなく PSO として事業を行うことはできず(支払・決済法5条)、PSO 免許を得るためには会社を設立する必要がある(支払・決済法6条)。

また、会社設立前に、当該会社が PSO として事業を行うための意向表明書を NRB から取得する必要がある(支払・決済法7条、支払・決済規則6条、支払免許方針C)。意向表明書を取得した後、当該会社は2063年(2008年)会社法(以下「会社法」)に従って設立される必要がある。更に、支払免許方針によれば、PSO 事業を実施するために設立される事業体は、PSO が国内取引のみを行う場合は4,000万 NPR、ネパール国内で発行された支払手段を用いてネパール国外でも支払取引を行う場合は8,000万 NPR 相当の最低払込済資本を維持する必要がある。

また、会社の設立後、当該会社は PSO の免許を取得する必要がある。PSO の免許を取得するためには、NRB に対して、所定の様式による申請書を、支払免許方針に規定された添付書類とともに提出する必要がある。

GVE が PSO の免許を取得する手順は以下のとおりである。

Step 1: GVE による意向表明書の取得

NRB から意向表明書を取得するためには、GVE は、所定の様式による申請書を以下の書類とともに提出する必要がある。

- a) 支払関連業務の提案内容(支払免許方針別紙2に規定)
- b) 支払免許方針別紙3に規定される書面
- c) 発起人個人の情報(支払免許方針別紙4に規定)
- d) 発起人及び取締役の両方についての資質要件(fit and proper test)及び自己宣言(支払免許方針別紙5に規定)
- e) その他 NRB が随時指定する内容及び書類

Step 2: 意向表明書の取得後、会社法に従った会社の設立

会社を設立するためには、GVE は会社登録局(Office of Company Register)に申請書を提出する

必要がある。

Step 3 : 会社設立後、PSO 免許の取得

NRB から PSO 免許を取得するためには、GVE は、NRB に対し、所定の様式による申請書を以下の書類とともに提出する必要がある。

- a) 支払免許方針別紙 8 に規定される書面
- b) 技術的なインフラに関連する詳細(支払免許方針別紙 9 に規定)
- c) 発起人個人の情報(支払免許方針別紙 4 に規定)
- d) 発起人及び取締役の両方についての資質要件(fit and proper test)及び自己申告書(支払免許方針別紙 5 に規定)
- e) その他 NRB が随時指定する内容及び書類

2.5.1.6. AML/CFT 規制

免許を受けた PSP・PSO、PSP・PSO の代理人、又は外部委託先は、マネー・ローンダリング対策法を遵守することが求められ、違法取引を防止し、これらを通じていかなるテロ活動にも関与しないことが求められる(支払・決済規則 21 条)。したがって、免許を受けた PSO は、マネー・ローンダリング対策法、支払・決済法及び PS 統合指令によって要求される AML/CFT 規制を遵守する必要がある。

支払・決済業務を行う PSO は、顧客の詳細情報の記録を保持することが求められている(支払・決済法 23 条、マネー・ローンダリング対策法 7 条(A)、7 条(L))。支払・決済法は、PSP 及び PSO に対し、その顧客の詳細な記録(氏名・名称、住所、口座番号、取引日、取引額、送金の種類、送金額の詳細、送金先の口座番号、顧客の送金指図その他 NRB が規定する情報を含むもの)を保持することを求めている。

また、マネー・ローンダリング対策法によれば、機関は、電信送金の実施前に、以下の情報を確認し、顧客を正しく識別し確認する義務を負う。

- a. 送金依頼人の氏名・名称
- b. 送金依頼人の口座番号又は(口座がない場合は)当該取引を識別可能な個別の識別番号
- c. 送金依頼人の住所又は(住所がない場合は)送金依頼人の生年月日及び出生地又は国籍番号若しくは国民身分証明書番号若しくは顧客識別番号
- d. 受取人の氏名・名称及び口座番号又は(口座がない場合には)当該取引を識別可能な個別のコード番号
- e. その他規制当局が指定する内容又は情報

更に、PSO は、マネー・ローンダリング対策法及びマネー・ローンダリング対策規則を遵守するための方針及び手順の策定及び実施、疑わしい活動、取引及び基準値を超える取引の金融情報機関への報告、支払システム部門へのリスク評価報告書の提出などの義務を遵守する必要がある(PS 統合指令 14 号)。

2.5.1.7. 規制上の課題

(1) 携帯電話会社に関するもの

支払・決済に関連するネパールの現行法令は、PSP 及び PSO の免許を取得した事業体を規制することに主眼を置いている。更に、ネパールの現行法令は、支払・決済業務を行う事業体又は支払・決済のためのシステムを構築する事業体を規制することを主眼としている。このような背景から、ネパールの現行法においては、支払・決済業務に関して携帯電話会社に対する規制を設けていない。

(2) GVE の事業に関するもの

ネパールの支払・決済に関する現行法令は発展途上であり、支払・決済業務における技術的進歩の全てはカバーしていないかもしれない。

また、上記のとおり、支払・決済に関する現行法令は、基本的に、クロス・ボーダー取引よりも国内取引に焦点を当てている。そのため、GVE はリテールのクロス・ボーダーの国外向け取引については、厳格な外為法による国外送金に関する規制に服する等、規制上の課題を抱えることとなるものと考えられる。

2.5.2. ネパールにおける直接投資規制の概要

2.5.2.1. 関連する現行法令とその概要

ネパールにおける直接投資規制に関連する現行法令等として以下が挙げられる。(1) B. S. 2063 年(2006 年)会社法(以下「会社法」)、(2) B. S. 2076 年(2020 年)産業企業法(以下「産業企業法」)、(3) B. S. 2079 年(2022 年)会社指令(以下「会社指令」)、(4) B. S. 2075 年(2019 年)官民連携及び投資法(以下「PPPI 法」)、(5) B. S. 2077 年(2020 年)官民連携及び投資規則(以下「PPPI 規則」)、(6) B. S. 2075 年(2019 年)外国投資及び技術移転法(以下「外国投資・技術移転法」)、(7) 支払免許方針、(8) B. S. 2077 年(2020 年)外国投資及び技術移転規則(以下「外国投資・技術移転規則」)、(9) B. S. 2019 年(1962 年)外国為替(規制)法(以下「外為法」)、(10) NRB B. S. 2078 年(2021 年)外国投資・外国負債管理規則(以下「NRB 外国投資・外国負債管理規則」)

また、各法令等の概要は以下のとおりである。

(1) 会社法

会社の設立、運営及び解散について規律する法律。「会社」を、財産を所有し、訴訟当事者となることのできる独立した法的主体として定義し、ネパールにおいて設立することのできる様々な種類の会社を規定している。また、取締役及び株主の義務、権利及び責任を規定している。

(2) 産業企業法

ネパールにおける産業企業の設立を促進することを目的とする法律。様々な業種を定義している。同法は、全ての産業企業に対し、事業開始から 6 ヶ月以内に産業省に登録することを義務付

けている。同法は、インセンティブ、免税、財政支援、土地及びインフラへのアクセス並びにこれらの支援の提供及び外国投資の促進における政府の役割を規定している。

(3) 会社指図

会社法の隙間を埋めるための委任立法。公開有限責任会社における取締役会の構成と、非公開有限責任会社への転換について、詳細に規定している。更に、ネパールの法律に基づいて登録された会社につき株主が死亡した場合及び株主であった外国市民が死亡した場合の株式の譲渡に関する規定を定めるほか、記録作成、記録更新並びに会社のユーザー名及びパスワードについて規定する。

(4) PPPI 法

国内外の民間セクターによるインフラ及びサービス・セクターへの投資を促進し、規制することを目的とする法律。官民連携で実施されるプロジェクトを管理し、投資に関連する法律の規定を統合することを目的としている。また、同法は、60 億 NPR 以上の金額の外国投資を規制している。

(5) PPPI 規則

PPPI 法に基づき、官民連携モデルにおけるプロジェクトの実施に関連して必要な手続を規定する委任立法。役員及び投資委員会に関連する取極、官民連携で実施されるプロジェクト、投資の受諾及び民間投資、プロジェクト契約及び実施、並びに投資家に提供される施設、インセンティブ及び保護に関連する取極を定めている。同規則には、PPPI 法の実施に必要な手続と文書が含まれる。

(6) 外国投資・技術移転法

外国からの投資、技術及び資本を誘致することにより、ネパールの経済を改善することを目的として制定された法律。投資に適した環境を創設するための外国投資及び技術移転に関する既存の複数の法律を統合したもの。外国投資・技術移転法は、同国の持続的な経済成長を達成し、かつ、雇用機会を創出するために、工業化を促進し、生産性を向上させ、インフラを整備することを目指している。同法は、外国投資が認められている業種を分類し、外国投資承認の手続の概要を定めている。

(7) 支払免許方針

PSO と PSP を規制するために NRB によって制定されたもの。支払関連業務を行う外国の機関、そのネパールへの投資、株式譲渡、及びこれらの機関への免許について規定している。

(8) 外国投資・技術移転規則

資産や株式の購入、設備のリース、新たな企業の設立など、様々な方法で外国人投資家がネパー

ルに投資することを可能とする。海外投資家が持ち出すことができるロイヤリティ及び報酬の額は制限されており、投資及び権利移転の内容は外国投資を承認する機関に記録される必要がある。外国投資家は、承認を受けてから1年以内に、承認された投資額を持ち込まなければならない。また、事業開始から2年以内に残りの30%を投資しなければならない。同規則は、外国投資家に係る申請手続(申請内容及び文書の電子的方法による提出など)を規定している。

(9) 外為法

公衆の経済的利益及び国際収支を維持しつつ、外国為替取引を規制し、かつ、外国貿易、投資及び貸付のための外国為替の使用を促進することを目的とした法律。同法は、外国為替取引の免許を取得することを義務付けており、支払、証券、貸付及び投資に制限を課している。また、同法に基づき、NRBは、外貨口座の運用を指定しまた、秘密裡に同法違反を調査することができる。

(10) NRB 外国投資・外国負債管理規則

外国投資のための外貨の移転、外貨獲得に係るリターン、外国貸付の承認、外国貸付の元利金の適切な表示に関する指針を定めている。この規則の目的は、ネパールにおける外国投資を円滑化し、経済政策を促進することである。この規制は、外為法12条及び2058年(2002年)ネパール・ラストラ銀行法11条2項に基づいて制定された。

2.5.2.2. GVE の事業構造

GVEは、ネパールに外国直接投資を持ち込み、ネパールに会社を設立することで、ネパールで事業を運営することを検討している。GVEは、当該会社を設立したうえで、デジタル取引のプラットフォームを提供する即時決済システムを整備することにより支払システム運営者(PSO)としての事業を行うことを検討している。GVEの行う事業においては、銀行及び金融機関向けのセキュアなクラウド・ベースのプラットフォーム並びにデジタル取引のためのデジタルウォレットが提供される。この事業の実施に際して、GVEは、当該プラットフォームを通じた相互識別機能、認証機能及び電子マネー機能(デジタルバンキング)を用いる。

2.5.2.3. 企業法制の概要

GVEの事業構造に関連する主要な企業法制は、会社法、産業企業法及び外国投資・技術移転法である。会社法に基づき、事業を遂行するためにネパールに設立することができる企業形態は以下のとおり。

(1) 非公開会社

- a. 株主数は少なくとも1名、最大で101名
- b. 会社名末尾に「प्रा. लि」が必要
- c. 権原及び担保権は、必要な手続を履行することなく、株主以外の者に譲渡することはできない
- d. 最低払込済資本金は会社法上定められていない

- e. 事業開始に際して会社登録局の許可は不要
- f. 取締役会の任期は無制限
- g. 目論見書の公表は不要

(2) 公開会社

- a. 株主数は少なくとも7名で、上限は任意
- b. 会社名の末尾に「[लि]」が必要
- c. 株式譲渡に関する制限はないが、第1回株主総会後にのみ行うことができる
- d. 最低払込済資本金は1,000万NPR
- e. 事業開始に際して登録局の許可が必要
- f. 取締役会の任期は4年。取締役は少なくとも3名、最大で11名
- g. 目論見書の公表が必要

GVEがネパールに子会社を設立する方法として、取締役会の構成を直接的若しくは間接的に支配する方法、又は当該会社の過半数の株式を保有する方法がある。このほか、会社法154条は、外国会社の支店及び連絡事務所に関しても定めている。

更に、外国で設立された企業は、ネパール国内の支店形態の企業を設置し又は拡大することにより、外国投資を行うことができる(外国投資・技術移転法8条)。また、外国で設立された企業がネパール国内の支店形態の企業を設置又は拡大をしようとする場合、当該外国企業は、外国投資・技術移転法に従って外国投資の承認を受け、現行法令に従って企業を登録することにより、ネパール国内の支店を設置し又は拡大することができる(外国投資・技術移転規則6条)。

2.5.2.4. 直接投資・設立の流れ

現行法令は、関係当局から外国投資の承認を得るための異なるアプローチを規定している。60億NPR未満の外国投資を予定する事業体は、産業省の外国直接投資承認を得る必要があり、60億NPR以上の外国投資を予定する事業体は、ネパール投資委員会(以下「投資委員会」)の外国直接投資承認を得る必要がある。本件の場合、JICAと投資委員会との間で覚書が作成されていることから、GVEによる外国直接投資金額が60億NPR以上と仮定している。

ネパール国内における出資及び会社設立による60億NPR以上の外国投資は、以下の7段階のプロセスを経る必要がある。

1. 投資委員会からの外国投資承認
2. 会社登録局における会社の設立及び登記
3. 税務登録
4. 産業省における企業登録
5. 特許、意匠及び商標の登録
6. NRBの手続
7. ネパール国内の銀行による外国投資証明書の発行

第1段階：投資委員会からの外国投資承認

(1) 60億 NPR 以上の投資をしようとする外国投資家は、英語又はネパール語のいずれかで、PPPI 規則に従い、投資委員会に申請書を提出しなければならない(PPPI 規則 31 条(1)、別表 7)。なお、申請書の提出に先立ち、外国投資家は 15 万 NPR を投資委員会が指定した銀行に預託しなければならない。外国投資家は、預託した証拠を投資委員会に申請書とともに提出しなければならない(PPPI 規則 31 条(2))。

(2) 上記(1)の申請書と併せて、外国投資承認を受けるために以下の書類を投資委員会に提出する必要がある(PPPI 規則 31 条(3))。

表 10 外国投資承認に係る添付書類(PPPI 規則上の必要書類)

No.	文書	必要部数
①	プロジェクトの名称、性質、所在地、及び構想	1
②	プロジェクトの見積費用の詳細	1
③	プロジェクトの資金源の詳細(国内外の投資家の負債及び出資の割合を含む)	1
④	プロジェクトの事業計画	1
⑤	プロジェクトの実施スケジュール	1
⑥	最新の会社の株式構成	1
⑦	その他の文書	投資委員会の指示に従う

(3)また、外国投資・技術移転規則上、下記の追加書類を投資委員会に提出する必要がある(外国投資・技術移転規則 8 条(1))。

表 11 外国投資承認に係る添付書類(外国投資・技術移転規則上の追加書類)

No.	文書	部数
①	プロジェクト提案及び投資行動計画	2
②	(複数投資家の場合)共同投資に係る契約	2
③	外国投資家が自然人である場合は、パスポート及び当該個人の情報(バイオデータ)	1
④	外国投資家が会社である場合、会社登録証明書、マネジメントレター、規則、運営者、株主関連書類、会社概要。ネパールで投資が行われる場合には取締役会の決定	1
⑤	外国投資家が投資会社である場合には、当該外国投資家の登録証明書。組合である場合は、組合員間の開示書類及び決定並びにネパールへの投資に係る企業の概要	1
⑥	外国投資家がネパール出身の外国人又はネパール国外に居住するネパール市民であるかを確認する文書	1
⑦	外国投資家が国際組織である場合には、当該組織の定款、運営者の身分証明書、当該組織の概要及びネパールへの投資に関する組織としての決定	1
⑧	外国投資家が自ら出席することができないときは、その発行する委任状の写し及び代理人の身分証明書	1
⑨	銀行が外国投資家に対して発行する金銭的信用証明書	1
⑩	その他外国投資を承認する機関が要求する文書及び内容	投資委員会の指示に従う

(4)投資委員会が申請書及び各文書を受領した後 15 日以内に、承認を決定する(PPPI 規則 31 条 5 項)。投資委員会は、委員会決議による外国投資の承認を受けてから 7 日以内に外国投資家に外国投資承認書を発行しなければならない(PPPI 規則(6))。

第2段階 - 会社の登録

投資委員会から外国投資承認を受けた後の手続である。第2段階では、投資家は、会社登録のため、次の書類を会社登録局に提出しなければならない。

表 12 会社登録局への必要提出書類

No.	文書
①	投資委員会が発行した外国投資承認書の写し
②	ネパール人発起人の市民権証明書の写し
③	外国投資家発起人のパスポートの写し
④	会社の基本定款案及び附属定款案の写し(ネパール語)
⑤	身分証明書又はパスポートの写し
⑥	産業省又は投資委員会に提出したプロジェクト提案
⑦	予約した会社名の申請(会社登録局又は www.ocr.gov.np にて入手)
⑧	委任状(代理人用)

登録手数料は、会社の種類及び授權資本金によって異なる。会社の登録には、3日から1週間を要することがあり、法律上は最大15日である。登録手続の終了時に、設立証明書が発行される。

第3段階 - 税務登録

必要書類は以下のとおりである。

表 13 税務登録必要書類

NO.	文書	部数
①	設立証明書の写し	1
②	基本定款及び附属定款の写し	1
③	申請書に署名した個人の市民権証明書(外国人にあたってはパスポート)の写し	1
④	申請に署名した個人のパスポートサイズの写真	2
⑤	申請者の事業所所在地の手書き図	1
⑥	委任状	1

第4段階 - 産業省における産業登録

外国投資の承認を得て会社を設立した後、35日以内に産業省で登録を受ける必要がある。提出書類は以下のとおりである。

- a. 所定の様式による申請書
- b. 会社の設立証明書、基本定款及び附属定款の各写し
- c. 環境影響評価(EIA)報告書又は初期環境調査(IEE)報告書

第5段階 - 特許、意匠及び商標の登録

産業省において、特許、意匠及び商標の登録を行う。

第6段階 - NRB の手続

株式の売買を伴わない外国投資については、外国投資家は、投資委員会からの外国投資承認を得た後、外国通貨をネパールに送金することについて事前にNRBの承認を得ることを要しない。但し、外国投資承認を得た後、外国通貨の送金に先立ち、NRB 外国投資・外国負債管理規則別表2に定める様式に従い、ワン・ストップ・サービス・センターに書面で通知をする必要がある(NRB 外国投資・外国負債管理規則4条)。

第7段階 - 銀行による外国投資証明書

外国投資家はまた、ネパールの免許を有する「A」級又は「B」級の銀行から外国投資資本証明書を受領する必要がある。ネパール政府からネパールでの事業設置許可を受けた投資家は、ネパールで受領された出資額の割合を明確に記録する必要がある。外国投資家は、関係する銀行に対し、以下の書類を添付した申請書を提出する。

表 14 外国投資証明書の必要書類

NO.	文書	部数
①	外国投資額の預託に関する申請書	1
②	取締役会の決定又は権限を授与された者の決定の議事録の写し	1
③	外国投資承認書の写し	1
④	信用情報機関のブラックリストに記載されていないことの証拠	1
⑤	外国人投資家が外国法人である場合、以下の書面 i. 会社の設立及び登記に関する書類の写し ii. 前年度の監査報告書の公証人認証を受けた写し (1,000万米ドル以下の外国投資の場合は不要) iii. 最終的な実質的支配者の情報に関する書類(ネパール証券取引委員会のリストに掲載されている場合は不要) iv. 正当な投資資金源を証明する文書 v. 外国投資に関する取締役会又は権限を授与された者の議事録	1
⑥	外国投資家が自然人である場合、以下の書面 i. パスポートの公証人認証付きの写し ii. 正当な投資資金源を証明する文書	1
⑦	外国投資額を送金する外国人が、投資委員会が承認した外国投資家でない場合、以下の書面 i. パスポートの公証人認証付きの写し ii. 正当な投資資金源であることを証明する文書 iii. 当該外国投資家との関係を証明する書類の公証人認証付きの写し	1
⑧	投資委員会からの外国投資承認を受けた後に外貨送金に関して NRB に提出した申請書の写し	1

2.5.2.5. 外国からの投融資に対する重要な規制上の課題

外国投資・技術移転法上、外国投資とは、外国投資家により行われる企業又は会社に対する投資であって、ネパールにおいて設立された会社の株式又は資産に対する投資により行われるものと定義される(外国投資・技術移転法2条(j))。また、外為法上、外国投資とは、外国人により行われる企業又は会社への投資であって、株式、預金及び貸付金の形態で行われるものと定義される(外為法2条(g1))。したがって、外国からの負債による投資は外国投資・技術移転法上の外国投資とはならず、外国からの負債又は出資による投資はともに外為法上の外国投資となる。

外国投資家は、どんな業種に対しても外国投資を行い、かつ、当該投資から利益を得ることができるが、外国投資・技術移転法の別表に記載された業種について投資を行うことはできない(外国投資及び技術移転法3条)。同法別表では、ネパール国内における外国投資が制限されている業種が多数規定されている。もっとも、その中には支払・決済に係る業種は含まれていない。したがって、GVEによる出資には広範な制限は課されていない。

もっとも、支払関連事業を行う事業体が外国投資を行うには、NRBの承認を得る必要があり、かつ、当該投資は、外国投資先の会社の払込済資本金の15%を超えてはならないと規定されている(支払免許方針13条)。

加えて、NRB外国投資・外国負債管理規則はネパールの外国負債を規制する主要な委任立法であるところ、同規則においては、外国投資・技術移転法別表に記載されている業種に対しては外国負債は認められないと規定されている。当該制限業種のほかには、ネパールへの外国負債による投資に制約はない。支払事業は当該別表に掲載されていないため、本件においては外国投資が認められている。

更に、外国会社又は非銀行・金融機関は、出資先の会社に対してのみ外国負債による投資を行うことが認められていることにも留意する必要がある。つまり、外国会社である非銀行・金融機関は、出資による投資を行っていないネパールの会社に対して外国負債による投資を行うことは認められていない。

2.5.2.6. 外貨為替の重要な規制上の課題点

外為法は、ネパールにおいて外国為替を規制する主要な法律である。外国為替取引を行おうとする者、企業、会社及び銀行は、NRBから免許を受けなければならない(外為法3条)。また、NRBは、随時、免許を受けた者、企業、会社又は銀行に対し、必要な命令又は指令を発することができる。当該命令及び指令に従うことは、免許を受けた事業者の義務である(外為法3条(4))。本件では、外国為替に関する重要な規制上の課題はないものの、上記のとおり、外国為替に携わる事業者は、NRBから免許を取得し、NRBが発する命令及び指令に従わなければならない点に留意が必要である。また、前記のとおり、出資による外国直接投資は、外国投資先の会社の払込済資本金の15%を超えてはならないとされる。

2.5.2.7. 対内・対外外国為替の重要な規制上の課題

ネパールの現行法令上、対内・対外の外国為替に重大な規制上の課題は不見当である。もっと

も、ネパールの現行法令上、対外リテール取引が認められていない点に留意が必要である。更に、対内・対外外国為替取引を行う事業者は、ネパールのマネー・ローンダリング対策に関する法令を遵守する必要がある。

2.5.3. ネパールにおける税制の概要

B. S. 2058 年(2002 年)所得税法(以下「所得税法」)、B. S. 2052 年(1996 年)付加価値税法(以下「付加価値税法」)、B. S. 2079 年(2022 年)予算法(以下「2022 年予算法」)の概要は、以下のとおりである。

(1) 所得税法

所得課税を規律することを目的とする法律。個人、会社及びネパール国内に源泉を有する所得又は恒久的施設(PE)からの所得のある外国会社が課税対象。各種の所得、控除及び免除について定めるとともに違反に対する罰則も定める。配当、利子、ロイヤリティ、技術的役務に対する報酬の支払に対する課税も定めており、租税条約に別途の定めがない限り、15%の源泉徴収義務がある。

(2) 付加価値税法

ネパール国内における物品及び役務の売買に対する付加価値税(VAT)を定める。事業者による物品又は役務の販売に対する VAT は 13%。

(3) 2022 年予算法

2022~23 予算年度の予算を定める。外国投資を呼び込むため、外国投資の下限が 200 万 NPR に引き下げられ、1 億 NPR 以下の外国直接投資に対する政府承認について自動化されたシステムを通じて行われるものとされた。

2.5.3.1. 税制の概要

(1) 法人所得に対する課税

所得税は、所得年度において課税所得を有する者の所得に対して課税される(所得税法 3 条)。所得税法上の「者」には「事業者」も含まれ(所得税法 2 条(ap))、「事業者」には会社も含まれる(所得税法 2 条(x))。課税所得には、事業を通じて得た所得が含まれる。

GVE がネパールに会社・事業者を設立する場合、GVE が事業を通じて得た所得に対して課税される。

所得税法別表によれば、銀行・金融機関、両替商、通信・インターネットサービスプロバイダーによる所得に対しては、30%の所得税が課税されることとされている。

(2) 配当に対する課税

所得税法上、所得には配当も含まれる。会社の株主や組合の組合員に対する配当金の分配が行われる場合、源泉徴収を通じて課税される(所得税法 54 条)。会社が配当金の支払を行う際、支払

われた配当金の5%が課税される(所得税法88条2項(a))。

(3) 源泉徴収課税

居住者雇用主は、被用者又は従業員の得る所得について支払を行う際に、下表の税率に基づき源泉徴収を行う必要がある(所得税法87条)。

表 15 源泉徴収課税に係る税率

年間所得(NPR)	税率
<u>個人</u>	
～ 500,000	1%
500,001 ～ 700,000	10%
700,001 ～ 1,000,000	20%
1,000,001 ～ 2,000,000	30%
2,000,001 ～	36%
<u>夫婦</u>	
～ 600,000	1%
600,001 ～ 800,000	10%
800,001 ～ 1,100,000	20%
1,100,001 ～ 2,000,000	30%
2,000,001 ～	36%

また、事業体・会社が利息、天然資源、賃料、ロイヤリティ、サービス料、委託手数料、販売ボーナス、退職金その他のネパール国内に源泉を有する対価の支払を行う場合、当該事業体・会社は、支払総額の15%の源泉徴収を行う必要がある(所得税法88条)。

(4) 付加価値税(VAT)

資金の移動にはVATは課されない。もっとも、GVEが事業遂行の過程でサービス料を受け取った場合には、GVEが受領したサービス料に対し13%のVATが課される。

(5) その他の課税

GVEは外国投資を行うことでネパール国内において事業を実施するものと理解しているが、外国投資に由来する所得を国外に持ち出す場合には、5%の課税がなされる。

2.5.3.2. 優遇税制

現時点において、決済関連事業について特段の優遇税制は存在しない。2019年リテール支払戦略によれば、NRBはデジタル決済による支払及び支払の受領に対し優遇税制を導入することを政府と共に検討するとのことである。この点の進展について、更に調査が必要である。

3. プロジェクト概要

3.1. 概要

このプロジェクトの当初の目標は、携帯電話端末を所有している人にデジタル銀行口座を提供することで、2030年までに金融包摂を達成することである¹⁸。携帯電話の契約数が人口の140%¹⁹を超えていることから、GVEでは携帯電話端末を所有していない世帯はごく少数と見込んでいる。携帯電話端末を所有していない世帯に対しては、政府が1世帯あたり一台の携帯電話端末を配布し、新たにデジタルバンクの口座を割り当てることで、全ての住民に銀行サービスを提供できる。

本プロジェクトは、個人住民、商人・商店、企業、政府、そしてGDPの約22.5%に貢献すると推定される650万人の海外ネパール人を含む海外からの訪問者など、すべての関係者にRTGSを提供できるという画期的なものである²⁰。

GVEのCBDCサーバー（EXCサーバー）を3層の金融機関に提供することで、ネパールはデジタル即時決済をセキュリティ性高く処理できる最初の国となる可能性がある。

中央銀行をTier1、28のAクラス銀行をTier2、その他の銀行・金融機関をTier3として、すべての金融機関にEXCサーバーを月額接続料無料で提供する予定としている。これにより、全ての金融機関は移行期間中、余分なコストをかけずに2つのシステムを持つことができるようになる。

すべてのステークホルダーが紙幣など法定通貨のデジタル化の意味を理解すれば、移行期間は短くなり、ネパールのすべての産業のユーザー満足度と生産性を向上させることになる。このプロジェクトは、現金を運ぶ重い自動車がスマートフォンやサーバーに置き換わるという意味で、世界でもトップクラスのグリーン変革プロジェクトと言える。

この第一プロジェクトの延長線上には、第二プロジェクトとして、利用者の費用と時間を大幅に短縮して安全な国境を越えた決済があり、第三プロジェクトとして、電子医療データ（電子カルテ）プラットフォームを扱えるよう設計されている。後者は、ネパール国内の医療サービスの質を大幅に向上させることができ、遠隔診断も可能になる時代がやってくることを意味する。

¹⁸ Nepal Rastra Bank. Nepal Financial Inclusion Action Plan, 2018

¹⁹ ITU World Telecommunication. ICT Indicators Database, 2015, <https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/nepal/detail.html>

²⁰ Embassy of Japan in Nepal. Illustration Nepal Economy 2023 Illustration Nepal Economy 2022, 2022, <https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100362590.pdf>

その他のユースケースとしては、POS (Point of Sales) プロジェクトがある。商品やサービスのサプライヤーは、需要がどこにあるのかを知ることで、非効率な作業を減らすことができる。POS プロジェクトは、農業分野のデジタル化を大いに促進するものである。

下図に示すように、本プロジェクトと他のプロジェクトの違いの一つを説明する。既存する金融システムは、Wholesale CBDC と Retail CBDC が分離しているため、Straight Through Processing が実現できないことが問題である。しかし、この図は、3層に分かれている金融機関のすべてのサーバーを同じシステムにすることで、世界初の Straight Through Processing 記帳システムを構築できることを示している。

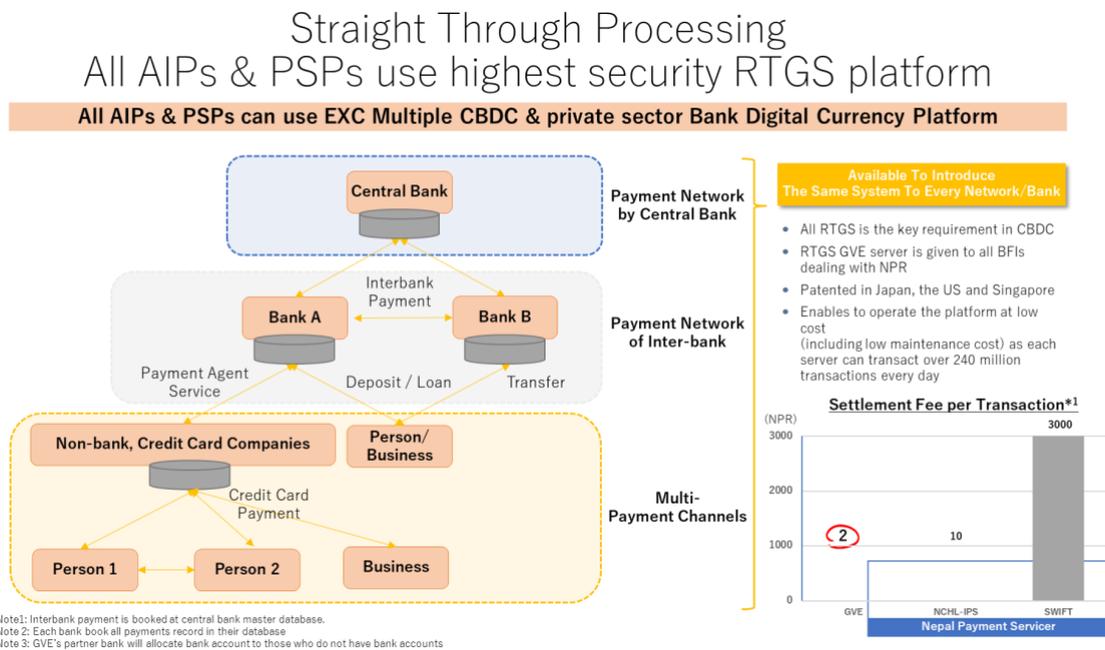


図 5 Straight Through Processing Project Scheme

〈非公開〉

3. 2. 即時決済デジタルプラットフォームプロジェクト事業 運用・保守 クリアリングハウスと GVE のパートナーシップ 〈非公開〉

3. 3. ビジネスの見通し

金融包摂プロジェクト (第 1 プロジェクト) について、マクロ経済データおよびミクロ経済データから分析を行った。JV の事業計画について、以下の 2 つのシナリオから検証した。

3.3.1. マクロ経済データのアプローチ

世界銀行は GDP の 3.2%、マッキンゼー2019年版レポートは GDP の 3%が決済市場の大きさであると推定している。すなわち消費者は GDP の 3.2%ほどを決済のコストとして払わされていることになり、これは、決済一回あたりのコストが 1.35 米ドル以上だと試算されている²¹。また、ネパールはまだ金融包摂を実現していないため、ATM、現金輸送、支店業務、モバイルバンキング、カード決済を利用した国内決済コストは、GDP（推定 417 億米ドル²²）の 3%の、12 億 5100 万米ドルであると予想できる。中央銀行の本支店間の現金や現金輸送を維持するための膨大なコストは、世界中の中央銀行が負担している。マスターカードの CEO で世界銀行新総裁候補のアジェイ・バンガ氏²³は、各国の中央銀行が現金流通を支えるために GDP の 0.5%から 1.5%を費やしていると推定している。

通常、中央銀行のシヨリッジ（通貨発行益）は、これらの費用のかなりの部分をカバーしているか、現金の流通コストを超えている。中央銀行が現金流通のコストを削減することができれば、この節約分を国はより有益なところに使うことができる。

商業銀行は、支店の設立や ATM の設置は、運用コストが高いため避けたいと考えている。さらに、商業銀行は、開発・維持コストが高いインターネットバンキングよりも、コストが低く、適切なセキュリティ対策が施されているシステムを選びたいと試行錯誤している。効率的で安全なシステムが存在しそれを採択できれば、銀行は顧客サービスを向上させ、リスクを軽減することができる。

現金とオフラインのカード決済をなくすことで、決済関連コストを 70%削減（GDP の 2.1%相当）できると、以下の前提で仮説を立てた：

- 1) 決済コストは GDP の 3%、
- 2) 決済コストの半分（GDP の 1.5%）は ATM のメンテナンスを含む現金・貨幣の製造・流通に関わるものである。

上記に加え、らに 40%のコスト削減した料金体系を消費者に提供すれば、現行システムコストから 70%の削減ができることになり、現金経済からスマートフォン e Economy への移行を加速させる。

²¹ McKinsey & Company. Global Payments Report 2019: Amid sustained growth, accelerating challenges demand bold actions, 2019, <https://www.mckinsey.com/~media/mckinsey/industries/financial%20services/our%20insights/tracking%20the%20sources%20of%20robust%20payments%20growth%20mckinsey%20global%20payments%20map/global-payments-report-2019-amid-sustained-growth-vf.ashx>

²² International Monetary Fund. World Economic Outlook Database, 2021, (Retrieved 29 April 2022.)

²³ Chairman of MasterCard and the nominee for the President of the World Bank as of March 2023.

上記の仮定で、現在のコストに比べて、全体として平均 70% のコスト削減となるため、現在の決済コスト推定値が 1,251 百万米ドルであるのに対して、合計 876 百万ドルの節約ができ、これが本プロジェクトを行う最大の原因である。

この結果、商業銀行など AIPs とジョイントベンチャーは、現在の見積もり費用の 30% を受け取ることになる。また、ネパールの銀行には、AIPs に 1/3、ジョイントベンチャーに 2/3 の分配を提案済みである。銀行にとってのメリットは、将来的な IT コストの削減もある。

表 16 ジョイントベンチャー事業のマクロ経済データ分析

Country	Population (million)		2022 est. GDP USD billion		Estimated current cost for payment(\$m)	Annual Savings(\$m)	Global payment share(%)
		% to global		% to global			
Nepal	30.39	0.38%	41.7	0.04%	\$1,251	\$876	0.06%

ビジネスの最大のリスクは、現金からスマホ決済に移行するスピードである。GVE は、ネパール政府とともに、住民や企業、観光客に、現金主体の経済からデジタル決済への切り替えを啓蒙するために、さまざまな方法を積極的に検討している。

3.3.2. ミクロ経済データのアプローチ <非公開>

3.3.3. クロスボーダー決済の収益分析 <非公開>

3.3.4. JV 事業の長期的な展望 <非公開>

4. ネパール合弁事業 JV スキームとファイナンス 〈非公開〉

5. デジタル決済システムの概要

5.1. デジタルプラットフォームとデジタル通貨 - EXC プラットフォーム

5.1.1. EXC の概要

EXC プラットフォームは、ISO/IEC24643 に準拠した分散型リアルタイムアクセスシステムアーキテクチャを持つデジタルプラットフォームである。

5.1.2. EXC プラットフォームの特徴

- EXC プラットフォームは、ETC や鉄道の改札機を含むあらゆる決済を、ピーク時(2800 T/s)でも高速(0.2秒)で処理できる(この性能はネパールでは十分であり、例えばシンガポールでは300T/sで全土をカバーでき、東京首都圏では0.3秒から0.4秒で処理できます。2800T/sは4500万人の人口地域全体をカバーすると推定されている)。
- 高セキュリティ：暗号鍵の管理に専用モジュール (GVE Secure Module : GSM) を使用し、署名や署名検証には対称鍵を使用することで、安全・安心にシステムを構築・運用することができる。これにより、物理的な攻撃から暗号鍵やアルゴリズムを保護するとともに、対称鍵を使用することで将来の量子コンピュータによる攻撃にも強く、高速処理と低消費電力を実現する。また、アカウントごとに暗号鍵を持ち、すべての取引に署名を行うことで、なりすましやハッキングを防止している。
GSMは、消費電力が少なく環境負荷が少ないのが特徴である。消費電力が少ないためCO2排出量が少ない。高速かつ安全な処理に加え、GSMは環境負荷が低い。
- 完全トレーサビリティ：EXC プラットフォームは、全ての取引に対しログを生成・記録することで、高いトレーサビリティを実現する。誰が何をしたかを完全に記録し、追跡することができる。これにより、システム全体を監視し、不正を発見することができる。
- 高汎用性:EXC プラットフォームアーキテクチャは ISO/IEC 24643 に基づいている。システムの各機能の機能、概念、およびインターフェースは国際標準に基づいているため、システムの汎用性が高く、更新とアップグレードが容易である。

5.1.3. ISO/IEC24643 Distributed Real-time Access System

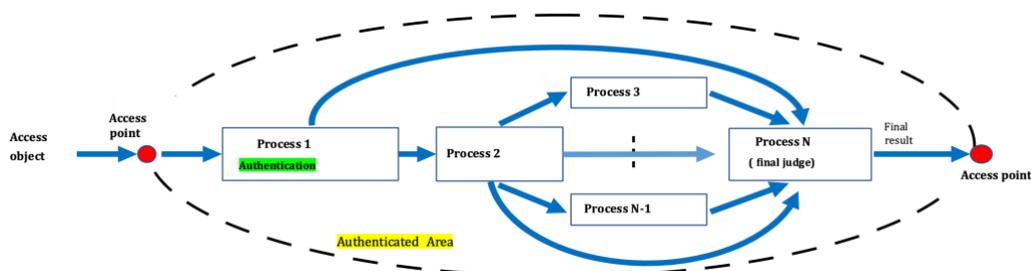


図 6 ISO/IEC24643 オンラインシステムの相互運用性の国際規格

24 時間 365 日のオンラインシステム間の相互運用性を確保するための国際規格が、2020 年 11 月 23 日に発表された。これは、10 月に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（FMCBG）で、ISO20022 がオンラインシステムの相互運用性を確保するのに十分でない」と指摘された直後である。G20 の FMCBG 会議ではさらに、国境を越えた決済システムはあまりにも高価かつ遅すぎ透明性がない」と指摘され、SWIFT のアップグレードや置き換えが必要であることが示唆された。

言い換えれば、ISO/IEC 24643 の Distributed Real-time Access System は、セキュリティ、プライバシー、ID 管理に関する最低限の要件を満たすことを保証するトラストフレームワークを意図している。これは、World Wide Web のコンセプトである、誰もがアクセスの権限を確認することなく、アップロードやダウンロードのためにアクセスできることとは対照的である。

上図は、アクセスオブジェクト/デバイス（スマートフォン端末など）と点線で囲んだサーバを利用することで、リアルタイム処理が可能であることを示している。すべての処理機能をサーバーに集約し、サーバーとアクセスオブジェクトを 24 時間 365 日オンライン化することで、セキュリティ、プライバシー、本人確認の管理が可能になる。

ISO/IEC では、プロセス 1 として認証機能が求められている。これは、システムにアクセスする人が、サーバー内のデータベースやその他の機能にアクセスする権限を持つかどうかを確認する相互認証機能によって行われる。過去にハッキングされた SWIFT、カード会社、PayPal などの決済システムは、相互認証機能を有していない。相互認証機能と本人確認 (KYC) 機能があれば、そのシステムの保護レベルは信頼の枠組みレベルに達する。

5.2. EXC プラットフォーム アーキテクチャ

5.2.1. 概要

EXC プラットフォームのアーキテクチャは、ISO/IEC24643 に準拠している。

下図は、GVE の即時決済・デジタルプラットフォーム（CBDC プラットフォーム）の説明図である。これは、このプラットフォームが ISO/IEC 24643 に準拠していることを示している。

Advantages of Our EXC Payment Platform following ISO 24643

- Since each function is a module, upgrading of functions can be done at low cost
 - No legacy systems will be left behind, processing time will be shorter, and costs will be lower
 - Solve the problems the mega-payment providers faced
- Multiple pieces of information can be processed simultaneously by the embedded modules
- Over 4 billion units worldwide (Apple and Android based)
- Merchants can reduce card reader costs
- Real Time Gross Settlement (RTGS) available to all

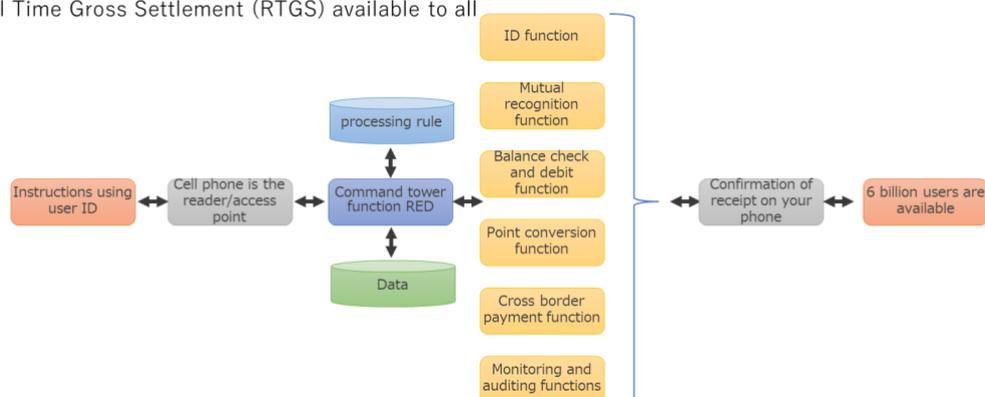


図 7 EXC プラットフォームの設計とアーキテクチャの導入前後の比較

5.2.2. 24 モジュールの説明 〈非公開〉

5.3. 開発アジェンダ

予備調査では、ネパールの関係者が GVE の EXC プラットフォームの導入に強い関心を示していた。

今後数年間、GVE が EXC プラットフォームを導入する中で、1. ネパール側が求める要件のすり合わせ、2. クリアリングハウスが開発・提供する既存システムの仕様確認、3. EXC プラットフォームのネパール向けカスタマイズが 3 つの課題として発生することが予想される。

ネパールのデジタル決済プラットフォームの導入にあたっては、すべての機能を同時に実装するのではなく、段階的に実装していく計画である。

5.3.1. 要件定義

EXC プラットフォームは、複数の国で CBDC を実施することを可能にするために開発されたシステムである。CBDC を実施する国では、EXC プラットフォームのモジュールを既存システムと連携させ、必要に応じて追加アプリケーションを開発することで、決済サービスを提供することが可能になる予定である。

開発中のモジュールが複数あるため、必要なモジュールの要件定義や各国での導入スケジュールの検討などが必要である。

今後、クリアリングハウスをはじめとする企業や政府関係者と協議を重ね、ネパールで必要なシステムやモジュールの要件定義、CBDCの実現に向けた開発・導入スケジュールを進める必要がある。

5.3.2. 既存システムの仕様確認

クリアリングハウスが提供する RTGS のようなシステムは、予備調査の段階でシステム構成の全体像や主要機能が確認できただけなので、詳細な仕様を把握し、今後必要となるモジュールやシステム連携の開発を進める必要がある。

5.3.3. ネパール国向けのカスタマイズ

上記のように、EXC プラットフォームはネパールに個別に対応したシステムではない。ネパールで求められるシステム要件と既存システムの仕様を確認した上で、ネパール向けのカスタマイズが必要である。

5.4. 開発計画 <非公開>

6. 今後の調査・動向の検討

6.1. 概要

本章ではネパールにおける CBDC の導入時に直面する課題と、その対応策を明らかにする。

このソリューションは、GVE の EXC プラットフォームを既存のインフラに統合するもので、現在、さまざまな業務機能を一定レベルの整合性、性能、信頼性で実行しているものである。プロジェクトの全体的な目的は、ネパールの銀行と取引の枠組みを拡張・改善し、金融包摂を達成することである。したがって、提供されるソリューションには次のようなものが必要であると考えられる。

1. 現在のビジネス機能を、同じかそれ以上のレベルの完全性、性能、信頼性で実行すること。
2. 現在のビジネス機能を、新たに合意した機能まで拡張し、新たに合意したレベルの完全性、性能、信頼性で運用すること。

この章では、プロジェクト全体のフェーズを特定し、提案された本格調査を実施するための課題を以下に示す。

6.2. プロジェクト実行にあたっての課題

6.2.1. はじめに

当該プロジェクトは国家的なプロジェクトであるため、ネパールにおける CBDC の実施に伴う課題は広範に及ぶ。

- 組織的な課題
- 地理的な課題
- ソリューションに関連した課題

6.2.2. 組織的な課題

ネパール CBDC プロジェクトでは、GVE プロジェクトチームとネパールにおけるプロジェクトチームが必要となる。

- 当事者が保有している情報の交換
- 今後発生する問題に応じた解決
- 仕様の作成と受け入れ
- テストの実行と立会
- システムの試運転と正式な受け入れ

GVE プロジェクトチームは下記能力のある人材で組織されている。

- プロジェクトマネジメント
- ビジネスアナリシスとドキュメンテーション
- ソフトウェア開発・テスト
- 統合とコミッショニング

6.2.3. 地理的な課題

GVE プロジェクトチームは世界中から選ばれており、以前に他の国際的なプロジェクトで仕事をしたことのある人材が揃っている。

グローバルではビデオ通話を活用し、ローカルでは対面でのミーティングによって実施する。

- GVE プロジェクトチーム内
- GVE プロジェクトチームとクライアント
- GVE プロジェクトチームとサードパーティーの開発者

GVE は、クライアントが関与するプロジェクトのすべての段階、特に情報収集と問題解決が重要な段階において、ネパールでの直接の代理人を確保することを予定している。

6.2.4. ソリューションに関連した課題

ソリューションに関連した課題として下記を想定している。

1. ネパール関係者が必要とする要件の理解
2. ソリューションを提示
3. ソリューションを現地のインフラに統合すること

これらのハイレベルな課題は、後述する段階的なアプローチを実施することでクリアしていく。

6.3. プロジェクト全体のフェージング

6.3.1. はじめに

ハイレベルなソリューション関連の課題は、段階的なアプローチを実行することでクリアすることが一般的である。

プロジェクトは、実際には、いくつかの「ステージ」を含むことがある。各ステージは、「フェーズ」のセットで構成されている。

例えば、関係者のスキルセットが異なるプロジェクトでは、次のステージの要求事項の分析を、前のステージのコミッショニングと並行して行われることがある。

6.3.2. 要件の把握と分析

要件を把握するフェーズでは、以下を把握する必要がある。

1. 現在稼働している機能で、新しいソリューションで再現する必要があるものの特定
2. 追加される新機能
3. システム全体で達成すべきインテグリティ、パフォーマンス、信頼性のレベルの特定
4. システムが満たさなければならないコンプライアンス要件の特定

このフェーズは、通常、ネパール現地で実施することを想定している。

- クライアントとの対面での打ち合わせ

- クライアントの参考資料の収集・検討
- コンプライアンス文書の収集と審査
- プロジェクトの関連する Stage の要求仕様書を作成し、クライアントによるレビューと承認

6.3.3. システム設計

システムの「設計」フェーズは以下の通りである。

1. 達成すべきビジネス機能の個々の要素を構成要素に分解し、その詳細な処理ステップを特定する。
2. ソリューションの「性能」目標がハードウェアとソフトウェアに与える影響が特定されている。
3. ソリューションの「回復力」（すなわち、コンポーネントまたはサブシステムの故障からの回復）の目的に対するハードウェアとソフトウェアの影響を特定する。

このフェーズの重要な要素は、「インターフェース」仕様の開発である。

このフェーズは、クライアントの地域、またはコントラクターの地域で実施することができ、以下を含む：

- さらにクライアントと議論を重ね、ハイレベルなビジネス要件を精緻化する。
- プロジェクトの関連するステージのビジネスアーキテクチャ及びテクニカルアーキテクチャのドキュメントを作成し、クライアントによるレビュー及び承認を受ける。
- インターフェース仕様書の作成（GVE 成果物とサードパーティシステムとのインターフェース用）。

ネパール CBDC プロジェクトの場合、GVE の担当者は主にコントラクター拠点で、クライアント拠点にはビジネスに特化した小規模な代表チームが置かれることを想定している。

6.3.4. システム開発

「開発」フェーズでは、コントラクターはデザインの実装に進む。

この段階は、通常、GVE の地理的な地域で実施される。

- ビジネス・アーキテクチャに基づき、ソリューションの各要素について「機能」仕様書を作成
- ソリューションの各要素について、「機能」仕様に基づく「ユニットテスト」仕様を作成
- ユニットソフトウェアコンポーネントの開発
- 生産レベルのハードウェア要素の選択と導入
- ソフトウェアユニットの成熟に伴い、「ユニットテスト」を繰り返し実行する
- ソリューションユニットの計画的な相互作用に基づき、「システムテスト」仕様を段階的に作成する

なお、GVE の EXC プラットフォームは、すでに完成度が高いシステムとなっている。

6.3.5. 統合の準備

このフェーズでは、コントラクターとサードパーティシステムプロバイダーの両方が、相互作用のためにシステムを準備する。

このフェーズでは

- GVE の成果物のスループット（一括データ送信による）および不良データに対する耐性（用意された「不良データ」メッセージによる）をテストするために、インターフェース仕様に従ってデータを提供するシミュレータ（GVE が使用）の開発（GVE が使用する）。
- EXC プラットフォームから受信したすべてのメッセージとメッセージレスポンスに対するサードパーティシステムの処理をテストするためのシミュレータ（サードパーティシステム開発者が使用）の開発。このシミュレータでは、サードパーティの開発者が特定のメッセージデータを入力することで、GVE の成果物が提供できるすべてのレスポンスをトリガーすることが可能となる。
- シミュレータからのトリガーをすべて実装する一連の「統合テスト」の開発。このテストには、実稼働中に発生するデータの「範囲」と「速度」の両方を代表するトランザクションを含める。
- 「統合」暗号鍵管理、「実運用」暗号鍵管理の計画、に関する方針決定を含む：
 - ・ 「キーセレモニー」（システムの HSM に暗号鍵が注入される）の実行場所と方法
 - ・ 「マスター」キーパーツの保管（暗号鍵の漏洩に対する究極の防御策）
- 「システムインテグレーション」の実施場所を特定し、その準備を行う。
 - ・ コンピュータールーム（適切なケーブル接続、空調設備が整っていること）
 - ・ ハードウェア（HSM (Hardware Security Modules) を含む）
 - ・ ネットワーク（ファイアウォールを含む）

このフェーズの「開発」要素は、通常、GVE の地理的な地域で行われるが、「決定と計画」要素は、ほとんどの場合、ネパールで行われる。

6.3.6. 統合テスト

このフェーズでは以下を実施する。

- 前フェーズで特定された GVE 及び第三者機器（及びそのソフトウェア）を、前フェーズで特定された場所に設置
- 統合テストの実行

このフェーズでは、「統合テスト」を強化し、統合テスト中に発見された、システム設計では予見できなかった新しいユースケースのテストをすべて組み込んでいく。

統合テストを成功させるためには、以下のことが必要

- すべてのエンドツーエンドの機能が証明される
- 「パフォーマンス」の目標が達成される
- 「回復力」の目標（災害復旧サイトへのフェイルオーバーとプライマリサイトへのフェイルバックを含む）が満たされている

このようなテストには、正式な「受諾」を目的として、クライアントの代表者が立ち会うことが一般的である。

統合テストのさらなる要素として、「認証」がある。これは、システムが満たすべき「コンプライアンス」要件を持つ当局が提供するテストの実行を伴う。このようなテストは、以下のことを要求される。

- 認証機関の代表者による立ち会い
- 認証機関の試験所での実施

6.3.7. コミッショニング

統合試験環境及び／又は装置が「本番」環境と異なる場合は、「コミッショニング」フェーズが必要となる。

- すべてのハードウェアとインフラを「本番」環境で確立
- 複数回にわたる統合テストの実施

コミッショニングを成功させるには、統合テストを成功させたのと同じ成功が必要となる。

6.3.8. パラレルランニング

「並行稼働」中は、サードパーティーのインフラからのライブデータフィードが下記双方のシステムに実施される。

- 交換/アップグレードされるシステム
- 新しく開発した EXC プラットフォーム

並行稼働フェーズでは、クライアントとコントラクターの両チームが、両システムで作成されるレポートを分析し、新システムの整合性が損なわれないことを確認できる結果を提供する必要がある。

6.3.9. ライブオペレーション

「並行稼働」の目標が達成されたら、理想的には、旧システムへのデータフィードをオフにするだけで、システムの「本稼働」フェーズが開始されるのが望ましい。

「ライブオペレーション」は、その点、アンチクライマックス（＝サプライズがないこと）であるべきである。

- すべてのテストが完了している。
- 新システムの整合性、性能、弾力性が証明されている。
- 新システムは、「並行稼働」で解決すべき問題がなくなった時点から「事実上」稼働している。

6.4. 本格的な調査に向けて

この章では、「プロジェクトキックオフ」に向けての次のステージについて説明する。

現時点では、MoU を締結し、予備調査を終えているため、次のステージは以下の目標を達成するための「本格的な調査」となる。

- ネパール CBDC プロジェクトのフェーズ 1 の範囲と予想期間を確認する。
- フェーズ 1 の成功基準を設定する。
- フェーズ 1 に関連する、現在稼働している既存の業務システム（およびそのサプライヤー）を特定する。
- これらのシステムが提供する機能を発見し、文書化する。
- フェーズ 1 で導入するすべての新しいビジネス機能を特定する。
- サードパーティシステムが現在使用しているインターフェースのうち、[a]新機能の搭載、[b]新しい EXC プラットフォームとのインターフェース、[c]フェーズ 1 の「パフォーマンス」「回復力」目標を達成するために、複製またはアップグレードが必要となるものを特定し文書化する。